

○福田(赴)委員 日本輸出入銀行法案については、融資期間を七年くらいに短縮したらどうかという意見も本委員会にあるようであります。それにも若干関係するものであります。予算書を見ますと、はなはだ不可解な点が多いと申しますのは、昨年度におきまして輸出入銀行は二百億円の運用を計画いたしたのであります。その金を使わないで持ち越すものが百八十八億、さらに翌年度に繰越すべき金額を考えたとしても、百六十億円内外は使用未済がある、かようなことになるのであります。従いまして、推察いたしまするに三、四十億円の融資しか昨年はやつておらぬ。それを本年度にしますと二百四十億円の融資を実行しようという計画になっておるのであります。さうなことが一体たゞいままでの状況としてできるのかどうか、今の融資の残高は一体どれくらいになっておるか、まずそれを伺つておきたい。

○河野(通)政府委員 輸出入銀行の業務は、今御指摘のように二十七年までは大分不振でありました。どうも予算上私どもが計画いたしましたところをはるかに下まわつたような実績でありました。今御指摘の通りであります。現在は、便宜上六月末で申し上げますが、五十六億二千万円の残高であります。そして約百六十一億円の余裕金を持つております。これは御承知のように、食糧証券その他の政府証券に運用いたしておるわけでありまして、さういふうちに、昨年度において輸出入銀行の業務が振いませんでした理由につきましても、いろいろな点から申し上げられると思つておりますが、やはり何と申しましても国際経済環境の

非常に振わなかつた関係から、輸出一般がさうでありましたが、特にプラントにつきましても非常に伸びが悪かつた。プラント輸出につきましても申し上げてみますと、昭和二十六年におきましては八千七百七十七万ドルであつたのであります。それが二十七年におきましてはわずかに三千五百万ドル、半分以上といふやうな不振な状況になつております。この原因は、先ほど申し上げましたやうなことに、世界的な景気の後退といつた他におきまして輸入の制限措置が相当強化されたこと、また、これははなはだ遺憾なことではあります。国内的原因といひまして、プラントものの価格が国際的に非常に割高であつたといつた事態、及び各国の輸出競争、特にプラントにつきましても輸出競争が非常に激しくなつたといふことがおもなる原因と思つております。それから二十八年度におきましてはさういふことになつたかといふことにつきましても、御質問によりましてまたお答え申し上げます。

○福田(赴)委員 ただいまのお話の通り非常に不振である。予算計画と実績計画とを比べてみた場合のケースといひましては、さういふやうな事例は未曾有の事例じやないか。ほとんど予算計画の金を使わないやうな計画になつておると思つております。私どもはこの法案を議決するにあたりまして、この二十八年度二百四十億円の融資計画につきましても、一体そんなことができるのかどうか、この点に対してはなほ疑惑を持つておるのです。この点ひとつ明確なる見通し、はつきりした自信のほどを伺いたい。かやうに思ひます。

○河野(通)政府委員 二十八年度におきましては、予算上計画いたしてあります融資計画は、私どもは十分にそれが実現できることを期待していいと考えております。その理由につきましても、は、いろいろから申し上げます。直接プラント輸出を担当してあります通産省の政府委員が見えておりますから、そちらの方からお話願ひたいと思つております。私もいろいろ打合せしたところによりましては、プラントの輸出については、非常にかたく踏んでも相当程度伸びるであらうといふことが、いろいろ理由から申し上げられると思つております。また今般の法律改正によりまして、海外に対する投資等につきましてもその業務が開始されることになりますれば、これらの問題についての引合ひも相当程度具体的に出て参るわけでありまして、従いまして、これらの数字を合せますと、輸出入銀行に対する現在までの引合ひの状況及び通産省で立てられておるプラント輸出計画、これらの数字から、ここに予算書に掲げております程度の融資計画といふものは、十分に実現が期待できると私どもは考えております。なお詳細は通産省の方から御説明願ひたいと思ひます。

○河野(通)政府委員 昭和二十八年度、今年度のプラント輸出の見込みにつきましても御説明を申し上げます。プラント輸出は、大体商約ができましたに相当長期を要します。六箇月ないし長きは二年に及ぶわけでありまして、その引合ひ状況は、われ／＼の調査いたしておるところによりますれば、現在三億七千八百万ドルの引合ひがござります。むろんこの引合ひが全部商約されるとは考えられないのであります。この引合ひの中から、相当可能性があるものはどのくらいだろうかといふことを一応算定いたしましたものが、一億四千六百万ドルになつておるわけでございます。この一億四千六百万ドルがしからば可能性があるかどうかといふことは、先の問題であります。本年度の四月、五月の輸出状況を見ますと、四月並びに五月とも機械類の輸出はおのの一千一百万ドルになつております。その他の機械類に仕訳をした統計がまだで上つていないのであります。昨年並びに一昨年の状況等から推定いたしますと、大体半々くらいにはなる実績になつておりますので、かりにこれを六百万ドルを一般の機械、五百万ドルをプラント類といふことに想定いたしますと、今年間六千万ドルといふものが、現在のままの推移で参りましても、できるのではないかとこのところになるわけでありまして、この六千万ドルは二百数十億になるわけですが、さういふものが輸銀の対象として、その金融的な支持を受けなければならぬといふことは想像できるのであります。さらに御承知のように、最近の貿易状況は通商協定の形をもつて行われる傾向が非常に顕著でありまして、すでに通商協定として結ばれましたところは、アルゼンチン、パキスタン、台湾、タイといふやうなところでありまして、この通商協定は、御承知のようにこちらからの輸出に対して向うから輸入をするという協定になつております。

で、そのプラント類と想像されるものが一億四千万ドルになつております。さういふ面から考え合せてみますと、かりにわれ／＼の計画いたしてあります一億四千六百万ドルの計画が達成できないにいたしましても、現在輸銀の資金計画といふものは、われわれの立場からいたしますれば、むしろ過小ではないかといふことを憂へるやうな状況になつておるのであります。なおこのほかに、輸銀法の改正によりまして投資ができる。現在投資の引合ひが行われておりますものが大体四十八億圓でございます。その他に東南アジア開発と申します。経済協力の関係から、すでにゴアの鉄鉱石といふものが入つて来ておりますが、機械をこちらから輸出いたしまして、その代金返済として、向うから持つて来る品物のうちから代金を返済して来るやうな形式のものが、すでに二十八億圓の商談となつて進んでおります。これを合算しますと七十億圓になるわけでありまして、さういふたのもござりますので、今年度のプラント類の輸出状況としては、私どもは相当計画の達成が可能であるといふ見方をしておるわけでありまして、なお輸銀法の改正によりまして単独融資が行われる、あるいは先ほど説明がありましたが、海外輸出市場は各国とも相当競争が激化いたしております。買手市場になつておるとは御案内の通りであります。従いまして、各国の売込み競争といふ面から、支払い条件も各国とも非常に競争をしておる。従いまして五年のもの、七年に及ぶもの、十年に及ぶもの、七年のものを十年にするといふやうな延滞の条件を各国が競つておるといふやうな状況でござ

いまして、こういう延払いに依りて参るということになりますと、それだけでも相当な資金能力があるわけでごさいます。さらに輸銀法の改正によりまして、設備以外のものについても、輸銀の金融に依存することができるといふ案が提出されておるわけでありまして、これに鉄鋼の本年度輸出計画として百二十万トン、昨年は百六十五万トンの輸出になつておりますが、本年度は百二十万トンの輸出計画をいたしておるわけでごさいます。これを先ほど申し上げました、かりに通商協定をいたしておる国だけの鉄鋼の輸出という面から見ましても、金額で申しますと、八千五百九十万ドルという計算になつております。こういうものを輸銀の金融対象として参りますならば、御指摘の輸銀の現在の金融余力というものは決して過大であるところか、むしろ過小になりはせぬかというのを憂えておるわけでありまして、しからばこういったプラント類の輸出にわれ／＼がなぜ力点を置くかと申しますれば、プラント類は、御承知のように造船とか、車両とか、あるいは電気機械とか、建設機械とかいうような総合工業の形態の上でできる産物でありまして、主要工場だけで達成されない。幾多の関連産業、下請産業を持つておるものでありまして、そういうものの輸出によつて、ひとりそれ自身の工業のみならず、広く関連産業を潤す意味において非常に重要であるばかりでなく、またこういうものが輸出されまると、その部品なり附属品なりというものが次年度以降において輸出として可能になつて来るという意味において、普通の商品と非常に趣を異にしておる。

しかもわが国の重化学工業の今後の重要性という面から見まして、ぜひこういうものの輸出の確保は必要であるといふふうに考えをいたしておるわけでありまして、こういった重要性のある問題でありますので、輸銀法の改正等においてこの育成について案が出されておりますのみならず、輸出信用保険法の増補率の引上げ、あるいは設備輸出の爲替損失補償法の改正によりまして、補償契約の期間の延長をはかるといふような考え方も政府内部においてまゝでありまして、御提案をいたしておるわけでありまして、こういう面からも、さらに一層の輸出振興態勢をととのえておるような状況なのでございます。

以上概略御説明申し上げました。
○福田(通)委員 今話を承ると、いろいろ計画があるようでありまして、非常にけつこうだと思ひます。しかしこれはなかなか困難であります。それで、やはり現在余剰金が百六十億ある、その状況がしばらくの間続くのではないかと、余剰金を食糧証券に運用しようとしておる。しかし国家の金融機関としても、ほかに国民金融公庫とか、あるいは今度できる中小企業金融公庫とか、また国家金融機関でなくとも、相互銀行とか、信用金庫とか、もろ／＼の中小金融機関があるわけですから、百六十億も余剰金をかかえておる輸出入銀行を見ると、中小企業金融機関というものはほんとうによだれをたらすというふうな状況ではないかと思ふ。この百六十億の金を中小金融機関の系統に預託をしておく、こういうことを考へべきものではないか、か

ように考へるのですが、その点はどう考へますか。

○河野(通)政府委員 お話の点はよくわかるのでありますが、まず中小金融機関を二つにわけまして、政府金融機関と民間の中小金融機関とにわけざるを得ない。後者につきましては、法制上の形から、現在輸出入銀行の余剰金をまわすといふことは困難であらうと思ひます。政府金融機関、近く国会を通じたしからざるは、等になつております中小企業金融公庫等になつておる。資金を一時的にまわしたるやうな御意見、一応ごもつともな点もあると思ひますが、私どもは、中小企業金融公庫等の運用が、御承知のように非常に長期の資金を供給するといふ建前になつております。現在の運用方針では、大体需要期間が一年以上のものに融資をするといふ方針をとつておるのでありますが、そういった場合におきまして、短期の資金としてこれを預けるといふことはできない、結局これは寝てしまふ金なんです。そういったしますと、かりに将来輸出入銀行の資金が非常に需要が起つて来たといふ場合におきまして、それを引揚げる場合にどうするか、結局将来の固定した財政資金をそれに投入しなければそれを回収することはできないといふことになつて、これは将来の財政負担をそこではつきりきめてしまふことになるのであります。私どもは、そういうことはとるべきでないといふふうに考へております。なお余剰金があるといふことでありますが、これは先ほど来申し上げました通り、二十八年度全体としての資金計画として私たちは考へておるのであります。こ

の余剰金が未来永劫に続くということではまづたくなないと考へております。なお輸出入銀行がこれだけの資金をとかく持つておるといふことは、實際問題としてプラントの輸出に対するいろいろな話合いをいたしますための非常に大きな手がかりになる。かりに輸出入銀行に資金が非常に少かつた場合におきましては、話をしようとしようがない。メーカーなり輸出業者は、プラントの輸出についての話合いをする基礎がないといふことになる。これらの金があるから、初めてプラントの輸出についての話合いが、それをバックとして進められて行く。しかも先ほど他の政府委員からお話がありましたように、プラント輸出については、一件の金額も相当多いから、話合いには相当な時間を要する、しかもいろいろ調査を精密に行うといふようなことでありまして、相当時間はかかるけれども、そのためには、話がつけばすぐ金が出るといふふうなバックがなければできないといふこともございまして、で、結論的に申しますれば、私どもは、今お話のような御提案は一応考へられることではありますけれども、とりがたいといふふうに考へております。

○福田(通)委員 ただいまの答弁は、少し食い違つてゐるのではないかと思ひます。私が伺つてゐるのは、何も長期資金に運用せよといふことではない。短期といたしまして、あるいは相互銀行、信用金庫等においていろいろの需要があるかと思ふ。それらの短期資金の性格として、これをさうな銀行に運用することを考へられませんか、こういうことなんです。

○河野(通)政府委員 その点も先ほどお答え申したつもりでありますが、民間の中小金融機関に輸出入銀行から余剰金を預託するといふ方法が実はございしません。これは法律を直せばできるじやないかといふことになりまして、ただいまのところは、そういうふうな考へ方をいたしておりません。

○福田(通)委員 先日日本銀行總裁の意見をいろいろ伺つたわけですが、その日本銀行總裁の御意見によりますと、相互銀行の今回の改正法案に対する意見として、日本銀行としては大いに協力してはやりますが、政府がこれにかなる態度をとらうとも、日本銀行としては日本銀行としての行き方もある、かようなきわめてあいまいなるお答えをしておられたわけですが、さうなことで、私はこの制度は——どうして相互銀行の今回の改正案を生かす上におきましては、日本銀行の集中決済と結びつける必要があるかと思ふのであります。監督官庁としての大蔵省は、どういふふうな考へを持つておられますか。日本銀行では、日本銀行は協力はするけれども、大蔵省の行き方と日本銀行の行き方につきましては、おの／＼別の行き方もある、かように申されたのであります。

○河野(通)政府委員 この点につきましては、一昨日でしたか、一万田さんのお話は私も聞いておりましたが、實際問題として、考へ方としては、集中決済なり日銀の取引ということと、相互銀行に爲替取引を認めるということとは、必ずしもそのまゝがつたり一致をしなければならぬことではないが、これは一致させる方が非常に便利でよろしいといふ、観点から一万田さんとし

ても、別にそのことについて反対があるとは私は考えておりません。現在、相互銀行に対して為替取引をどの程度認めて行つたらいいかという基準につきまして、私もは練つております。これらの問題につきましては、十分日本銀行もその考えのうらはらとなつて、為替の取引を開く基準をやはり向うとしてもつくるべきだと思ひますが、これらにつきましては、事実問題としてよく話し合つて、その辺細部のないよう努力いたすつもりであります。

○福田(勉)委員 なるべくさういうふうにお願ひしたい。この制度の改正と日本銀行の意図するところがびつたり一致するような方向でやつてもらいたい。同時に、この法案が通過することによつて、實際運用として大蔵当局はどの程度相互銀行を認可するかということになると思ひますが、さういふ点について、大蔵省は制限的な考え方を持つてゐる。しかしこの問題は、私は無尽会社というものを相互銀行にかえたときにきまつてゐると思ひます。いまさら消極的な考え方を持つてもしょうがないのではないかと。銀行という名称をつけてから、相互銀行は昔の無尽会社ではない。相互銀行としての規模と組織とをだん／＼整えて来ている。だから大蔵省当局が心機一転して、最初の相互銀行としての線に沿つて善処すべきではないかと思ひますが、この点についてはつきりした方針を承りたい。

○河野(通)政府委員 相互銀行の内国為替取引について、これは福田さん専門家でですから、御説明申し上げるまでもないのですが、為替取引は大体二つ

にわけることができる。いろ／＼なわけ方があるのですが、本支店の為替と他店の為替と二つにわけることができ、いずれも内国為替取引で、そのうち前者につきましては、私は相当自由な程度でつきまゝなと思ひ、後者につきましては、御承知のように高度の能力と技術を要する。これはよくおわかり願ひすると思ひます。従ひまして、私もこれを未来永劫に相当きつく制限して行くようなことができて、事務に慣熟し、内容もだんだん整つて来、機構もできて来るようになりますれば、逐次相互銀行について行つてもいいと思ひますが、さうしたりの問題としては、これを無制限に認めるわけには行かない。しからばいかなる基準をもつてするかという点であります。これは目下研究をいたしておりますが、大体やはり第一の基準は、おそろく資金量だろと思ひます。資金量をどの程度に押えるかというところが一つ。第二は、その相互銀行なら相互銀行の機構、つまり機構なり陣容が整つてゐるか、つまり総合的な資金計画ができてきまないと、必ず他店取引をやれば赤と黒とがびつたり合わないことになる。さういつたふうな機構なり陣容なりが十分整つて、それから他店の為替取引に対する需要というものがどの程度あるかを具体的に見まして、その資金量を基礎にした上に立つて、これらの点が十分に満たされておれば私も認めて行きたい。この資金量をどの程度のところまで線を引くかにつきましては、もう少しばら／＼検討をいたしてみたいと思ひます。

○福田(勉)委員 銀行を新設することになると、当初から他店為替をやる。さういふことから考へて、少くとも育成する気持になればこの問題は前進するのですが、ぜひさういふ育成という気持でやつてもらいたい。これをひとつ申し上げまして、私の質問を打ち切ります。

○坊委員 相互銀行に關連して銀行局長にお伺ひしたい。ただいま銀行局長の答弁によりまして、他店為替の取扱いにつきましては日本銀行でも大蔵省でも今基準を考へてゐる。その基準の中の大きな問題は資金量の問題であり、口座とか相互銀行の経費の問題、さういふものがございしますが、私の基準をばつきり示せといふことを申すつもりではございせん。大体の見込みをいたしまして、この基準に該当する銀行がはたして幾つあるかというところが、この法律の非常に重大なる点であらうと思ひますが、今日相互銀行が六十行あるか七十行あるか知りませんが、大体六、七十行のうち、この基準に該当する相互銀行が三つや四つだといふことになる、相互銀行のうちで非常にいい銀行だけに非常な特権を与へ、さうして悪い、悪いといふと語弊がありますが、そこまで行かない銀行に対しては、この法律をつくることによつてかえつて非常な苛酷なことになるのでありまして、その点について、銀行局長はどういうふうにお考へになつておりますか。

○河野(通)政府委員 いずれなるべく最近の機会に基準をつくりまして、お示しいたしたいと思ひております。ただいまのところ、まだはつきり具体的な結論まで行つておりませんが、少くとも他店の為替についてとりあへず認めるものを、三、四行に限るつもりはございせん。どの程度まで広げるかという点については、もう少しばら／＼検討した上でお答えしたいと思ひます。

○坊委員 ただいまおつしやることによると、三行や四行に限らない、相当程度に広げるといふことでありまして、それに対して私は敬意を表するのではありませんが、しかしお答へが非常に漠然としておりまして、はつきりこの大蔵委員会に対して、三つや四つでつて来ていただくまで、私も大蔵委員会に責任を以て、公正なる立場に立ちまして、この法案を採決することをお留保したいと思ひます。

○有田(二)委員 今の銀行局長のお話を聞いておきますと、非常にいい傾向に銀行局長がかわつて来ている。実はどの党派の委員の方も、中小企業の問題については、超党派で非常な熱意を持つてゐる。従つて相互銀行の問題については、あらかじめ非常な関心を持つてゐる。従つて今度の為替業務について、日本銀行との取引がたつた三、四店よりないといふような状態では、われ／＼が納得できない。従つて中小企業の育成のためには、どうしても本法案を通過して、相互銀行がやはり一般為替業務ができるという方向にできる限り行かなければならぬと、われわれは考へてゐる。どうか銀行局長も今言われたように、大体の腹案をすみやかに御示し願つて、この法案が一日も早く通過するよう、ひとつ銀行局長の御答弁を願ひたい。

○河野(通)政府委員 できるだけすみやかに、基準と申すまでは行きませんが、さういつたような大体の考え方を具体的に御示しいたしたいと思ひます。

○有田(二)委員 われ／＼は、法案が国会を通過せばいいんだ、あとは大蔵省がやつてにやなんだといふことで、法案が通したつても通せない。大体この法案が通ればどういふ傾向になつて行くかといふ見通しがわれ／＼委員に納得できなければ、この法案を通すわけに行かないので、すみやかに基準の方向をお示し願つて、法案が一日も早く上るよう銀行局長に御協力を願ひたい。

○井上委員 相互銀行の問題については、いろ／＼ございすけれども、きようはこれを上げるわけに行きませんから、後ほどゆつくりやりたいと思ひます。

きよう日程で上げようといふことに理事会の話からなつております設備輸出の問題でございすが、このプラン輸出の問題の中で一番問題になりますのは、五年を十年に延ばしたいといふことが問題でございまして、五年から十年に延ばした場合、一体どういふ設備輸出の予定をしてゐるのか。十年に延ばさなければならぬケースは、一体どういふようなケースを今予定されておるのか。そして十年に延ばすといふことになると、相当多額の金額になるだらうと思ひますが、一体日本の産業でどういふ部門がこれを受けるだけの實力を持つてゐるのかといふことがこで問題になつて来る。だから十年にしてやらなければならぬ大きなものは受けられぬというケースに入り

○東条政府委員　御審議をいただいております十年に代金の繰延べ払いの条件が近いというものを、具体的な実例をもつてお答えを申し上げますのが適當かと存するのでありますが、これから申し上げます個々のケースは、われわれといたしまして、ただいままでに現実の引合いなり、あるいは商談があつたもの、あるいは現に進行中の実例を申し上げるわけでありますが、先ほど申した各政府委員からもお答え申し上げますように、このプラント類の輸出の競争はますます今後激化するであろうということが予想されますので、これから申し上げます実例以外に、今後相當ふえて参るといふ全般的な傾向にございますことを、前もつて申し上げたいと存じます。

一つの事例は、ポルトガル領のモザンビクに蒸氣機關車を出す話が、これは現に進行中であります。競争の相手方といしましては、米國、ドイツ等

それから第二は、ユーゴスラビア向けに八年プラントの話が現にございます。これも概算でございますが、金額にいたしまして、大体千四百万ドル見当のものではなからうか。これは競争相手国としましては、私どもの承知いたしておるところでは、ベルギー、ドイツがございます。少くとも引渡し後七、八年ではないと、ちよつと競争がでかかねるというように承知をいたしております。

トの話がございます。これは、やはりアメリカからは一応十年の引合いの条件が参つております。日本といたしましては、やはりこの話を成立いたさせますためにはアメリカの十年に近い程度の条件を出さないと問題にならないのじやなかろうか。これもまだそう具体的に最終のオフア一段階まで来ておりませんので、金額などにつきましても、はつきりしたことをこの席で申し上げる段階に至つておりません。

それから台湾に肥料工場の話がございます。これもまだ台湾側から十年くらいでやつてもらいたいという話がございまして、程度であります。それ以上具体化しておりません。なお台湾につきましては船舶の話がございます。この船舶は、従来回収期限は、われわれとしては比較的短かい期間に回収しなければならぬと考えておりますが、船舶につきましても、台湾はやはり十年程度ということをお願いいたしております。

○井上委員 わかりました。そこで問題は、競争相手がいづれもドイツ、アメリカ等が中心になつておる。現にドイツ及びアメリカの製品とわが国の製品との海外市場における競争というのは、すでに評価をされて、いかにして日本の輸出品のコストを下げるかということが非常に大きな問題になつておるのであります。そういう品質の向上と価格の引下げという対策が総合的に講ぜられぬ先に、単に年月を引延ば

に打立てられていない。そういうことを総合的に打立てて、これなら打勝るといふときに、初めて米英なりドイツ、フランスを相手にして競争ができるのですけれども、現実にはドイツの機械と日本の機械を比べ、アメリカの機械と比べて、日本の機械の方が品質において、また価格において、悪くて高いということになれば、これは競争に負けちやう。そういう問題を総合的に考えないで、単に期間だけを延長するということであつたのでは、問題の解

ことが非常に重要なことになって、昭和二十六年に開発をいたしまして、三箇年計画で千億円の合理化資金を投入しております。大体今年の秋から明年にかけてこういつた合理化施設が完成をいたして参ると思うのであります。が、それによつて、ものによつて差異はありますが、二、三割のコスト・ダウンを期待いたしておるようなわけでもあります。また機械工業がそれ自身においても、合理化の部面が残されておる。その部面が残り、その部面が

計画と相まちまして、何と申しまして
もさらにその一歩前の原料の安値の
入手ということが非常に重要なわけ
があります。ところが、こういった方
面におきましても、最近の石炭の値
引き、あるいは鉄鉱の値下げという
ような状況に相なつて参つておりま
すので、相当なコスト・ダウンを期
待できると思ひます。また御指摘の
ように、単にこのコストが低いから
出るといふわけのものでもないのだ
けりまして、結局その機械に相当な
なじみがあるということ、またサー
ビスということが、こういったもの

のには特に必要だと存せられますので、海外にそういった機械の宣伝並びにサービスの機関をいたしまして、重機械相談室、これは仮称であります、が、そういうようなものを設けたい。これは一にメーカーなり、あるいは輸出業者の仕事でございますが、なかなか負担が多過ぎますので、国家においてこれが補助をいたしたいという考えで、不成立予算において三千万円を計上していただいておりますのであります。今回の予算で七千万円を計上いたしておるわけでありまして、機械類は、御承知のように何と申しましてコストが安い、いいものであるということが必要ではあります。その際、実際にその機械を見ておること、またサービスをよくしてくれるところ、売れるチャンスというものが多いいのだというふうに考えられまして、こういう方面からの効果というものが相当あると存じておるわけでありまして。

○春日委員 ちよつとお伺いをいたします。先日の御答弁によりまして、二十八年度において二百四十億、これが五箇年間に償還されるという計画に基づく融資だと言われた。大体この輸出銀行の融資せんとする限度額は幾らであるか、またこれが十箇年になつた場合のその限度額は幾らであるか、大体政府において予定を立てられておると思うのでありますが、その予定についてひとつお伺いをいたしたい。本年度二百四十億貸しても、来年度、再来年度繼續費用をとつておやりにならないければプラント輸出振興の趣旨に沿わないことになりまから、当然繼續事業として毎年そういうことはおやりになる

でありましよう。従つて五箇年間に償還される場合と、十箇年間に償還される場合とでは、その資金計画はおのづからかわつて参ります。そういう場合において、どういふ対策を立てておるのか、大体の構想のあらましを伺いたいと思ひます。

○河野(通)政府委員 この問題はなかなかむずかしい問題でありまして、二十九年度以降におきます輸出銀行の資金計画等につきましては、ただいまのところまだこれらについての計画を具体的に持つておりません。私どもといたしましては、今後の推移を見ながら、プラント輸出の振興という重要な問題を促進いたしますために、財政の許す限りにおいて、できるだけ多額のものにこれに注入いたして行くという方向に努力いたしたいと考えております。ただ問題は、資金の返済期限がだん／＼長くなつて来るということによつて、同じ輸出金額であつても、返済期限が長くなれば回収が遅れますから、資金としてはそれ自身多くなるといふことは免れぬと思ひます。これは単に国内の資金だけでなく、やはり外貨というものが入つて来るのが遅れるわけでありまして、そういう観点から、外貨との関係を十分ににらみ合せまして、できるならば、返済期限というものはできるだけ短かいように私どもは努力をいたして参らなければならぬ。しかしながら、その努力をいたしてしましても、どうしてもできないようなもの、そして、返済期限があるいは長くて、やはり日本全体の経済から見たならばこれを輸出した方がよいというものが、この間も具体的な例を申し上げたやうにあるわけでありまして

ら、そういうたうなものにつきましては、やはり長い返済期間でやれるような道はぜひとも開いておきたい、かやうに考えております。

○春日委員 結局今の御答弁の中にありますように、一つはそれだけの政府資金がそちらの方面に投入される。同時に外貨獲得のためのせつかつの輸出なのであるけれども、かんじんのドルはなか／＼先にならなければ入つて来ないということ、この法律の目的とするところはなか／＼果されたい状況になつて参るわけなのであります。このことを考えてみますとき、さらにこういうことが考えられると思ひます。日本はこの競争に打勝つために、たとえばアメリカとかドイツとかベルギーとか、そういうところが十年とか十五年とかやつてゐるから、日本はそれに追いついて行くのだ、そうすれば、それらの国々は日本に比較して経済条件が非常によろしいから、日本との競争に勝つために、日本は十年にわたつたからさらに十五年にする、そういう場合に、日本はさらにサービス供与のためにおれの方は十五年に延長する、こういうことになつて参りますと、日本の持つ経済力で、アメリカやイギリス、あるいはフランスと対抗できる限度額は、おのずからきまつて来ると私は思ふ。そこでしよせんは競争に勝つことだけのために、今ここで十年に延ばしても、さらに相手国が長期の延長を策して行けば何にもならない。外貨を相手にそれだけ貸し付けた形になる。一方国家資金はそういう輸出事業のみに独占されて、他の面に対する資金計画に事欠いて来る。こういう結果になつて来て、何にも得るところはなくなつて

しまふ。結局国際貿易を非常に長いタームによつて混乱に陥れる以外に何ら得るところはなくなつて来る。このことは大いに慎重に御考慮を願わなければならぬ問題である。ただいまの御説明によりまして、三箇年計画の一千億によつて、コスト高の問題にいろいろ努力されておるということでありまして、これは当然必要ではありましようが、その目的を達した場合はといへば、これは辛うじて国際価格にようやくわれ／＼が到達するということだけで、何らプラスの面にはならない。そういうことではありますから、私どもが主張しておることは、今や国家財政が非常に枯渇しておるこの窮乏の状態において、これは、万般の施策とにらみ合せて、こういう施策も講じてもらわなければならぬ。今御指摘になつたところは、わずかに五ヶ年六ヶ年でありまして、ごく少数の者のために立法をして、多数の者の犠牲のまゝにしておくやうなこういう法律を推進せしめる必要がどこにあるか。だから私は、この問題についてはなおたくさん資料も持つておるし、せつかく大阪から財務局長が来ておられるのだから、まだまだ質問したいのでありますが、とにかくわれ／＼の感覚においては、そういう点はとうてい承認できるものじやない。だから私は、もう少しあとで質問の時間をいただくことにいたしました。一応質問を後刻に留保いたしました。

○千葉委員 暫時休憩いたします。午前十一時四十分休憩

○千葉委員 再開いたします。○浅香委員 動議を提出いたします。ただいま議題となつております三十一法案中、国の所有に属する物品の売却代金の納付に関する法律の一部を改正する法律案、地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律案、社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律の一部を改正する法律案、本船再保険特別会計法案、保険業法等の一部を改正する法律案、昭和二十八年度における特定道路整備事業特別会計の歳出の財源の特例に関する法律案、漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案、設備輸出為替損失補償法の一部を改正する法律案、日本輸出入銀行法の計法等の一部を改正する法律案の十法案につきましては、質疑も大体終了したと思ひますので、以上をもつて質疑を打ち切り、討論を省略して、ただちに採決に入られんことを望みます。

○千葉委員 ただいまの淺香君の動議のごとく決定するに御異議ありませんか。

○異議なしと呼ぶ者あり

○千葉委員 異議ないものと認めまして、国の所有に属する物品の売却代金の納付に関する法律の一部を改正する法律案、地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律案、社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律の一部を改正する法律案、本船再保険特別会計法案、保険業法等の一部を改正する法律案、昭和二十八

午前十一時四十二分開議

○千葉委員 再開いたします。

○浅香委員 動議を提出いたします。ただいま議題となつております三十一法案中、国の所有に属する物品の売却代金の納付に関する法律の一部を改正する法律案、地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律案、社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律の一部を改正する法律案、本船再保険特別会計法案、保険業法等の一部を改正する法律案、昭和二十八年度における特定道路整備事業特別会計の歳出の財源の特例に関する法律案、漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案、設備輸出為替損失補償法の一部を改正する法律案、日本輸出入銀行法の計法等の一部を改正する法律案の十法案につきましては、質疑も大体終了したと思ひますので、以上をもつて質疑を打ち切り、討論を省略して、ただちに採決に入られんことを望みます。

○千葉委員 ただいまの淺香君の動議のごとく決定するに御異議ありませんか。

○異議なしと呼ぶ者あり

○千葉委員 異議ないものと認めまして、国の所有に属する物品の売却代金の納付に関する法律の一部を改正する法律案、地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律案、社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律の一部を改正する法律案、本船再保険特別会計法案、保険業法等の一部を改正する法律案、昭和二十八

の一部分を改正する法律案、昭和二十八

の一部分を改正する法律案、昭和二十八

の一部分を改正する法律案、昭和二十八

の一部分を改正する法律案、昭和二十八

の一部分を改正する法律案、昭和二十八

の一部分を改正する法律案、昭和二十八

の一部分を改正する法律案、昭和二十八

の一部分を改正する法律案、昭和二十八

の一部分を改正する法律案、昭和二十八

の一部分を改正する法律案、昭和二十八

の一部分を改正する法律案、昭和二十八

の一部分を改正する法律案、昭和二十八

年度における特定道路整備事業特別会計の歳出の特例に関する法律案、漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計から繰入金に關する法律の一部を改正する法律案、設備輸出為替損失補償法の一部を改正する法律案、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案、印刷局特別会計法等の一部を改正する法律案の十法案につきましまして、以上をもつて質疑を打ち切り、討論を省略して、これよりたに採決に入ります。

○千葉委員 起立多数。よつて右七法案はいずれも原案の通り可決いたしました。

○千葉委員 起立多数。よつて右七法案はいずれも原案の通り可決いたしました。

○千葉委員 起立多数。よつて右七法案はいずれも原案の通り可決いたしました。

○千葉委員 起立多数。よつて右七法案はいずれも原案の通り可決いたしました。

○千葉委員 起立多数。よつて右七法案はいずれも原案の通り可決いたしました。

○千葉委員 起立多数。よつて右七法案はいずれも原案の通り可決いたしました。

○千葉委員 起立多数。よつて右七法案はいずれも原案の通り可決いたしました。

○千葉委員 起立多数。よつて右七法案はいずれも原案の通り可決いたしました。

○千葉委員 起立多数。よつて右七法案はいずれも原案の通り可決いたしました。

○千葉委員 起立多数。よつて右七法案はいずれも原案の通り可決いたしました。

○千葉委員 起立多数。よつて右七法案はいずれも原案の通り可決いたしました。

○千葉委員 起立多数。よつて右七法案はいずれも原案の通り可決いたしました。

○千葉委員 起立多数。よつて右七法案はいずれも原案の通り可決いたしました。

○千葉委員 起立多数。よつて右七法案はいずれも原案の通り可決いたしました。

○千葉委員 起立多数。よつて右七法案はいずれも原案の通り可決いたしました。

○千葉委員 起立多数。よつて右七法案はいずれも原案の通り可決いたしました。

○千葉委員 起立多数。よつて右七法案はいずれも原案の通り可決いたしました。

○千葉委員 起立多数。よつて右七法案はいずれも原案の通り可決いたしました。

○千葉委員 起立多数。よつて右七法案はいずれも原案の通り可決いたしました。

○千葉委員 起立多数。よつて右七法案はいずれも原案の通り可決いたしました。

○千葉委員 起立多数。よつて右七法案はいずれも原案の通り可決いたしました。

○千葉委員 起立多数。よつて右七法案はいずれも原案の通り可決いたしました。

○千葉委員 起立多数。よつて右七法案はいずれも原案の通り可決いたしました。

○千葉委員 起立多数。よつて右七法案はいずれも原案の通り可決いたしました。

○千葉委員 起立多数。よつて右七法案はいずれも原案の通り可決いたしました。

○千葉委員 起立多数。よつて右七法案はいずれも原案の通り可決いたしました。

○千葉委員 起立多数。よつて右七法案はいずれも原案の通り可決いたしました。

○千葉委員 起立多数。よつて右七法案はいずれも原案の通り可決いたしました。

○千葉委員 起立多数。よつて右七法案はいずれも原案の通り可決いたしました。

○千葉委員 起立多数。よつて右七法案はいずれも原案の通り可決いたしました。

○千葉委員 起立多数。よつて右七法案はいずれも原案の通り可決いたしました。

○千葉委員 起立多数。よつて右七法案はいずれも原案の通り可決いたしました。

○千葉委員 起立多数。よつて右七法案はいずれも原案の通り可決いたしました。

○千葉委員 起立多数。よつて右七法案はいずれも原案の通り可決いたしました。

○福田(繁)委員 たいだいまの経緯を伺つておきますと、小松製作所の方々が、重軍用製造の目的において甲斐田地区を初めて申請してある、中宮地区は、砲弾製造のために二、三箇月遅れて申請してある、こういうお話であります。が、われわれが先般実地調査に参つたところが、小松製作所が先に申請して重軍用の製造をいたしたいと言つておつたところの甲斐田地区には、今なお立入りが許可にもなつていない。あとから砲弾製造の目的で申請した中宮地区は、立入りがもうすでに数箇月前からお許しになられて、そしてどん／＼工場のある部分が操業してある。早く申請したものが今なお未解決というか、そのままであつて、あとからやつた方が許されておるのだが、何かその点理由があつたのでありませんか。御存じならば伺ひたいと思ひます。

○吉橋説明員 御説明申し上げます。甲斐田地区の方が先に申請がありましてののですが、それに引続いて小松製作所の方が、在日米軍のJPAの方から砲弾の発注を受けて、それらの納期の関係で至急仕事をやらなくてはならない。しかし甲斐田地区の方では、これに適した機械その他の設備がない、中宮地区でなければそれができない、至急中宮地区の方での仕事をやらなくてはならないという会社の方の強い要望がございました。その要望をいれて先に手続をとりました。

○福田(繁)委員 さすれば、これは小松製作所が受注並びに納期の関係上、後者である中宮地区の方の立入り許可を一刻もすみやかにと要請したのでお許しになつた、こう解釈してよろしい

ございますか。——さすれば伺ひます。が、こういった国有財産を、小松製作所の方から口頭、あるいは日をおいて書類をもつて両地区の払下げ申請をしたのでありますが、これに對して近畿財務局が、先ほどの経緯によりまして、そこまでお許しなすつたのであります。が、これはどういふ法規に基いて処理されたか、処理された法規の根拠を伺つておきたいと思ひます。

○吉橋説明員 御説明申し上げます。売払い全体のことに付いては、御説明申し上げますが、売払い全体といたしましては、財政法の九条、それから国有財産法の二十条、それから予算決算及び会計令の九十六条の二十号、特にこの予算決算及び会計令の二十号によりまして、産業の保護奨励のために必要な物件の売払い貸付、これを適用いたしたわけでございます。手続につきましては、国有財産法の施行令の十五条によりまして仕事を進めました。

○福田(繁)委員 そこで参考に向つておきたいのでありますが、この法規の根拠に基いてあなたの方で処理なさつていられるのでありますが、これに對して小松製作所以外の競願者がなかつたか、あるいはその当時の競願者がなかつたならば、小松製作所が申請して来る前後に払下げの意思表示をする企業団体がなかつたかということをお伺ひておきたいと思ひます。

○吉橋説明員 御説明申し上げます。売払いを正式に申請して参りましたのは、甲斐田地区については六月、中宮地区については八月、その当時競願の申請をしておるものは一件もございませんでした。それよりずっと前、いつごろか私的確な記憶はありませんが、

極東鉄器株式会社という名前の会社から売払いを受けたというふうな口頭の話があつたらしいのでありますが、その会社は、売払いを受けたならば会社を設立するという話であつて、結局会社もできず、その話も立消えになつた。従つて申請當時には全然競願者はございませんでした。

○福田(繁)委員 大体今までの経緯は、一応私は了承いたしました。そこで次に伺ひたいのであります。が、この払下げの、払下げせんとする物件に對する価格の内定は、近畿財務局においておきめになつたものか、あるいはまた払下げ申請人が大体希望金額として指示して参つたものか、あるいは両者が相談されておきめなすつたものか、その方法を一応伺ひておきたいと思ひます。

○吉橋説明員 価格の評価につきましては、財務局の方で一定の評価手続によりまして一応の評価をして、それを本省の方へ送付して、承認を受けた後にきめることになつておるわけでございます。業者の方から、この値段でというふうな意思表示はありませんでした。もちろん財務局の方で、一定の評価手続によつて評価をしたものに対して、個々の問題につきましては、業者との間に高い安いというふうな折衝は、売払いの関係上当然ございまして、

○福田(繁)委員 さすれば、そこで伺ひたいのであります。が、まず順序として土地の価格評価であります。これは一体どういふ方法で、何に基いて御算定されたか。

○吉橋説明員 土地の評価につきましては、まず甲斐田地区と中宮地区と二つにわけて評定をいたしました。が、いずれの場合におきましても、調査當時の昭和二十七年年度の課税標準価格をもとにいたし、富裕税の評価額あるいは固定資産の評価額、そういうものを調査いたしました。なお付近の売買の実例とか、精通者の意見等も徴しまして、そうして適正なと思われる価格で評価をいたしましたのであります。

○福田(繁)委員 なお参考に向つておきたいのであります。が、その次に問題の建物であります。が、建物は、われわれ調査するところによりまして、鉄骨と木造と二種類があり、なかなぐ木造には、まだ相当耐用年限のあるものもあり、もうすでに崩壊してあるものもある。かようにわかれておるんだが、この建物の評価価格を出す時に、これまたどういふ算定基準に基いてやつたかということをお伺ひておきたいと思ひます。

○吉橋説明員 御説明申し上げます。建物につきましては、鉄筋の建物、鉄骨の建物、木造の建物、いずれにおきましても、それを新しくつくつたならば幾らかかるかという、まず復成価格を算定いたします。その復成価格の算定方法につきましては、本省からこういう計算方法によれという指示のありましたものをもとにして算定いたします。その復成価格から鉄骨、あるいは鉄筋、木造、それ／＼の経過年数に基いた償却を見まして、そうしてなおそれに被害でも受けておれば、被害、あるいは非常に利用価値でも落ちておるものでもあれば利用価値の減、そういうものを見込みまして、残存の価格を評価額として評価をいたします。

○福田(繁)委員 その次に、評価に關してもう一点であります。機械に關してはどういふ基準を評価されておるか。

○吉橋説明員 機械につきましては、第一にワーク・シートとわれ／＼は呼んでおります。これは昭和二十三年にGHQの方のサベスチョンによりまして、軍の工廠の持つてゐる機械の評価を全部いたしました。これには民間の専門家の方も入られて評価をいたしました。でございます。その評価額をもとにしまして、大蔵省から指示のあります一定の倍率をそれにかけ、そうしてもとになる価格を出したわけであります。それによつて非常にアンバランスな価格がもし出て来るというふうな場合につきましては、あるいは勧業銀行の調査部の発行いたしました工作機械の調査基準表に一定の指示の倍率をかけるか、あるいは物価庁の告示に統制価格のあつた當時でございますが、その告示に一定の倍率をかけるか、あるいはそれはそれによれないような場合には、資材計算をいたしまして、その機械なら機械の資材を全部ばらして分析します。その資材によつて、資材価格をかけて一定の評価をする、こういう方法によつて評価をいたしました。

○福田(繁)委員 そこでそれに関連したことを一点伺ひたいのであります。が、この賠償指定国有機械に對して、一般中小企業関係者に対して、払下げとか、あるいは交換機械をやつておられるのであります。先般も同僚春日委員からこれが問題になつたわけなんです。が、通産省の方は比較的安いのではあります。が、こういう場合に大蔵省関係は非常に高い。中小企業者が交換な

り松下げ機械を求めておるのだけれども、大蔵省関係は価格が非常に高いといふので、なか／＼手に入らぬで困つておるといふことが問題になり、またわれ／＼も耳にしておるのですが、先般調査に行つたときに、数点の機械を番号に基いて松下げ代金と対象してみ

ましたところが、もつともその数点といふものがアンバランスになつていた關係かも知れませんが、案外われわれが見たところよりも約一、二割方安い、しかも一面、そういう中小企業者が松下げなり交換してもらうといつた場合の差益金といふものが、非常に高くなつておる、こういうようなことを目撃して参つたわけなのであります、あなたがたが日常そういう点に關連して、そういう事実をお考えになつたことがあるかといふこと、これを、この際伺つておきたいと思ひます。

ちらがどういふことは、個々の機械について言わなければ、ちよつとわかりかねるのであります。

○福田(繁)委員 この問題は、いづれ後刻同僚委員から御質問があると思ひから、私は省略いたします。そこで最後に問題となつて来ますのは、あつた松下げをせんとししておる地区に対して、立入りを許しておりましたために起つて来るところの管理の問題です。事いやくも国家国民の財産でありますから、全知全能を集中して、何らの欠陥を残さないだけの管理をやられるといふことは当然であります、私が調査に参つてみますと、実にその管理たるや、なつていない。ことに聞くところによると、最近芳ばしからざるころの、ものを中心にしての問題が対内的に起つておるといふことも耳にしたのであります、こういうことはお耳に入つてないかどうかも、もし入つておるとするならば、その真相をこの際聞かしてもらいたいと思ひるのであります。

の關係から、現在先ほど申し上げましたような状態で、従つて警備につきましては、万全を期するよう努力をいたしておられますけれども、人と經費の關係で、これでもう申分ない、絶対自信があるのだといふところまでは行かない場合もあるわけでございます。ただいま御指摘のありました小松製作所に立入りを許しておる区域から物を持ち出したという例はないか、こういう御質問でございますが、あの場所に入りを許しました際に、官の許しを得ないといふふうな、きつ／＼言つてあるのであります、それを官の許しを得ずに電話線の補修をいたして、それとしてとりはなした電話線を外へ持ち出したという事実がございます。昨年の十二月に補修をいたしました。今年の三月までの間に、二回にわたつて電話ケーブル線約八トンと私のところへ業者の方から言つて来ております。それをもち出した、こういうことであります。

○吉備説明員 御説明申し上げます。中小企業向けの交換機械の交換価格が高過ぎるといふ御非難は、近畿地方におきまして、あるいは陳情書により、あるいは口頭により、あるいは新聞等で承知しております。われ／＼が今度評価いたしました機械の評価と中小企業向けの評価におきまして、特別にかつたやり方をして、小松なら小松に対して特に安く評価したとか、高い基準によつてやつたとか、そういうような特別な取扱いはございません。通産省関係に比べて、大蔵省の評価の方が高いといふ御非難がありました。それではたしてどうだらうかといふ計算も試算としてやつてもみたことがありますが、一部高いような場合もあり、計算のやり方が違ひますので、ど

の経緯は、今の質疑のような状態であり、また調査に参つたものも、その方の主観によつて違ひましようが、私は大體議員生活に入るまでは、こういう事業に携つておりました關係上、大體これは了承することができ、ただ非常に残念に存じますのは、この問題が巷間伝えられるような妙な話があつたので、この委員会が取上げてあなたに御質疑いたしたときに、あなたが財務局長方面からの、この問題に關連する資料を入手されておつたとするならば、もう少しつまびらかに、同時に誠意のある御答弁ができたのじやないか、それができたならば、何をかもつてこの問題が、こつ／＼つたやうに世間の疑惑を起すような物議をかもさぬで済んだのといふことを、われ／＼は遺憾に存するのであります。三種分立の建前、われ／＼立法院におるものが、行政権にあるいは干渉するとか、侵犯するといふ考えは毛頭持つておりませんけれども、こつ／＼つた、事いやくも国有財産が国会で問題になつて、その答弁にわれ／＼が了承することとがでなければ、好むと好まざるにかかわらず、こつ／＼つた關係に入つて行かなければいかぬことになる、この点は国有財産として今なお整理せんとし、今後整理しなければいけないものが相当多数あるに違ひないのであります。もちろん御多用であることはわかるけれども、こつ／＼つた問題は、後顧の憂いのないやうに、十分御調査願ひたいといふことを強く要望しておきます。

○福田(繁)委員 そこで今度は管財局長に伺いたしたのであります、とかくの問題になりましたが、管財製作所の問題

問題はこつ／＼つて過日來日を重ねることと六、七回、調査団を派遣すること四、五人、あまつさへ一昨日、小笠原大蔵大臣の最後の答弁のごときは、実に私たち委員として、こつ／＼つた意味合いでこの処置に困つておるのであります、大蔵政務次官として、一体これに対してどういふ御対策と、どういふお考え。なおまたわざ／＼財務局を招致して、私が質問したのに対して答えた、その答弁から受けた感じを率直にお聞かせ願つて、それとしてその根本対策を御披露願ひたいと思ひるので

○愛知政府委員 ただいまの福田さんのお話は、まことにこつ／＼つたものでございます。私もこの事件につきましても、数回にわたつて当委員会、貴重な時間をお割きいただいたことについては、まことに恐縮に存じます。ただ世間の非常な問題になりましたので、従来大蔵省として、あるいは財務局としてやつておりましたことに、万々間違ひはないといふ私は確信は持つておるのであります、しかしこれだけの問題になりましたので、一昨日大蔵大臣が申し上げましたやうに、あらためていま一度この処置が適當であつたかどうかといふ点について、省議を開いて検討をして、その結論が、おそろしく再確認をするといふことになるのではな

いとも思ひますが、念には念を入れ、こつ／＼つた態度を決定いたしました、こつ／＼つたやうに考へておるわけでございます。

な小本件のみならず、他に先般の虎ノ門公園の事件もございまして、そのほかにもいろ／＼話題になつておるものもございしますので、一昨日大蔵大

○吉備説明員 書類につきましては、詳細な調査書類をつくりまして、それとして本省の方へ申達しております。ただし、ただいまの持出しの件につきましては、詳細なところまではまだ行つておりません。

○福田(繁)委員 そこで今度は管財局長に伺いたしたのであります、とかくの問題になりましたが、管財製作所の問題

○愛知政府委員 ただいまの福田さんのお話は、まことにこつ／＼つたものでございます。私もこの事件につきましても、数回にわたつて当委員会、貴重な時間をお割きいただいたことについては、まことに恐縮に存じます。ただ世間の非常な問題になりましたので、従来大蔵省として、あるいは財務局としてやつておりましたことに、万々間違ひはないといふ私は確信は持つておるのであります、しかしこれだけの問題になりましたので、一昨日大蔵大臣が申し上げましたやうに、あらためていま一度この処置が適當であつたかどうかといふ点について、省議を開いて検討をして、その結論が、おそろしく再確認をするといふことになるのではな

臣から申し上げました通り、現在懸案になつております国有財産の処分問題については、一括して国会のひまを見まして、大蔵省としても全省をあげて管財局、あるいは財務局の考へておりますことを再検討いたしたい、こう考へておるわけでございます。一昨日の大蔵大臣の答弁は、そういう趣旨で申し上げたのであると思ひますし、また従来やりましたことについても、自分も具体的に判をいつて、書類を念書するところまでは行かなかつたものでありますから、大蔵大臣としての判断を正確にやりたいということ、ああいうふうな御答弁を申し上げたわけでございますので、その間の事情は御了承願ひたいと思ひます。

○福田(憲)委員 この枚方製作所に關して、近日再び省議を開いて、結果を出す、あるいは再確認になるといつたようなお話でありましたが、再確認になるならぬはわれ／＼の関知をしたことではありませんので、それはどうなりましようともつけようございませうから、今後再びかような結果を起さないように、十分御注意を願ひたいと思ひます。ことに繰返すようであります。出先機関と上大臣との中間の連絡、横の連絡を密にするための政務次官のお役柄であるとも考へられるのであります。どうぞこれを一つの試金石とされて、今後この委員会において、率直に言えば泰山鳴動してねずみ一匹も出ないというやうな問題を、再びこの国会において取上げるべきを考へないやうに、慎重に御注意願ひたいといふことを私は率直に申し上げておいて、改進黨としての、私としてのこの質問は打切つておきます。

○千葉委員 午後二時までは休憩いたします。

午後二時三十分休憩

午後二時三十分開議

○千葉委員 休憩前に引續き會議を開きます。

本日の日程に掲げました三十一法案中、午前中審議を終了いたしました十法案を除いた二十一法案、及び国有財産の管理状況に關する件を一括議題として質疑を続行いたします。

なおただいま出席中の政府委員は、愛知政務次官、阪田管財局長、説明員といたしまして吉橋近畿財務局長、島村近畿管財部長、並びに説明員といたしまして、通産省輕工業局アルコール第二課長の渡辺五六君が出席しております。質疑は通告順によつてこれを許します。井上君。

○井上委員 この国有財産の売却に關して、先ほど福田さんから御質問になりました点に關連を、多少重複するところもありまされども、質疑をいたしたいと思ひます。

第一に伺ひたいのは、一昨日も確かめました、旧陸軍造兵廠枚方製造所の中宮地区及び甲斐田地区を、小松製作所に払下げすることを予定いたしましたので、そのうち甲斐田地区は、六月二十三日に大蔵省としては払下げを許可することに決定した。この許可をめぐりまして、大臣決裁を受けたか受けなかつたかといふことで、いろいろ問題がございしましたが、先ほど証書類の提出を求めてみたところ、その証書類によりまされ、この払下げ物件は、やはり六月二十三日に売払い指令書といふものが発せられております。そうし

ますと、この売払い指令書といふものは、ただ大蔵省の手元に持つておりますのか。先般大臣の御答弁によりまされ、さらに問題になつた以上は、慎重に内容についても検討したい。また国会の審議の経過もあわせて考へたい。こういう御答弁でありましたので、従つてこの売渡し物件は一時保留の形に事實はなると思ひますが、そうなりまされ、この売払い指令書は現在どういふことになつていますか。すでに相手方に売渡しを通過いたしましたか、それともまだ大蔵省の手元にその書類は保留しておりますか、それをまず明らかに次官からしていただきたいと思ひます。

○愛知政府委員 一昨日大蔵大臣が答弁をいたしましたことに關連いたしたいと思ひます。これは午前中に福田さんの御質問にお答えいたしました通り、さらに慎重に大蔵省としては検討をするといふことに決定になりましたので、ただちに、実行についてはさしとめの指令をいたしました。そのさしとめの指令をいたしました時期は、一昨日よりもつと前でございます。本件について私の記憶では、これも小笠原大臣と御同様に率直に申し上げるのであります。新聞に出ました六月二十三日に、大臣としては決裁をした覚えはないといふことで、そのときにさらに慎重に検討した方がよろうといふことで、実行のさしとめを指令いたしましたから、相手方に通告はいたしております。

○井上委員 それからこの払下げのことに關連して、大蔵事務局としての事務手続の問題でございますが、大蔵省のこういうものの払下げの事務手続は、省議にかけなければ、あとは大臣決裁を得なくても、局長または事務次官等で決裁ができるやうな内規がありますか。たとえば金額にすれば何ばくらゐのものは局長決裁で済みます、またそれから以下のものは地方の財務局長で済みます、それ以上のものは本省の許可を要する、あるいはまた一定金額以上になると省議に諮り、大臣の決裁を要する、こういう何か払下げについての事務的な決裁を得るまでの内規といひますか、そういうものがありませんか。これを伺ひますのは、たとえはわずかなものを払下げののに、一々大臣が決裁するといふことは、實際困難でありまされ、また一々そういうものを省議にかけるといふことは、なかく困難でありまされ、それは出先の機関を信頼されて処分されることもありまされ、ただ相当大きな物件になつて、しかもそれが非常な影響のある問題といふことになつて来ますと、一応これは大臣の決裁を要するといふことの方が妥当でないかと思ひます。と申しますのは、さきに申しましたこの払下げに必要な書類を見ます、大臣の判がついてありません。舟山次官だけの判がついてあつて、大臣の判は事実上ついてないといふことが明らかになりました。しかし私は、今日それをどういふことは申しませんが、大臣の判をつかなくても、こういう大きなものを払下げの場合にさしつかえがないといふ内規がありますならば、それを後ほど示していただきたい。ただいまさういふことは申しません。

○井上委員 今の方をひとつ……。この問題に入りまして伺ひますが、この枚方製作所を小松製作所に払下げすることを予定して、中宮地区については正式に売買契約の締結まで相当の日時を要するので、本省の了解を求め、一億二千万円の担保を徴して立入りを許可した、こういうことになつております。そこで問題は、この一億二千万円の担保の問題であります。一体この一億二千万円は立入りに対する担保であるか、それとも売買予定によります保証金といひまされ、そういうものであるか。それとも売買締結までの機械を貸し与へました場合の機械、工作物、建物等の損害補償金であるか、どういふ性質のものであるか、これを明確にしたいのであります。

○愛知政府委員 前段につきまして、私からとりあえずお答えをいたしておきます。国有財産の売払いにつきましては、昭和二十四年十二月二十六日大蔵省訓令第七号といたうのございませう、この第十条の第一号におきまして、財務局長は予定価格二千万円を越えるものについては、大蔵大臣の承認を受けなければならぬ、これが明文の規定でございます。そして二千万円以上のものであります、この規定によつて本省に稟議されるわけでありませう、その稟議をされたもののうち、大臣から規定をもつて明瞭に部下に委任をしておるものはないのでございませう。これは一昨日以来問題になつておりますように、慣行として扱つておりまして、大体一億円以上ぐらゐのものは上司のさしづを仰ぐのが従来の慣行になつております。

○阪田政府委員 ただいまの保証金と
いいますか、立入りに当りまして会社
から提供した金額の意味の問題です
が、これは大体立入りの問題で、そ
の立入りをさせました関係におきま
して、いろいろな債権が発生すること
がありまして、そういうようなもの
の収入を確保する、かような意味が第
一段にあるわけでありまして、なおそ
のほかに、将来これは売買契約を締結
したという話が通進するものがあり
まして、そういう話を促進するといつた
ような意味合いもあるかと思ひます。
売買契約はまだ成立してないわけ
ありますから、契約保証金とか、そう
いう意味は持つてないわけでありま
す。

○井上委員 そうすると、この一億二
千万円というのは立入りによつて国有
財産が損傷を受け、また紛失その他の
ことがあつてはいかぬからという現有
国有財産を管理する責任において、第
三者を立入らせた場合の損害補償金と
いうように理解してさしつかえありま
せんか。

○阪田政府委員 ただいまお尋ねのあ
りましたような損害補償金というよう
なもの、もちろん入つておるわけ
あります。そのほかいろいろな場合も
考えまして、万全を期していろいろも
のを確保して行こうという努力はいた
しております。

○井上委員 そのほかいろいろな場合
というのは、私が一番聞きたいのは、
これが売却した場合の保証金を意味す
るかしないか、つまりあなたに売りま
すが、値段のとりきめをしても、一体
何は保証金を入れますかというものが、
普通の民間で売買の話ができました場
合にやることですか、そういう保証
金を意味しておるのかないかというこ
とを確かめておるのです。

○阪田政府委員 先ほども御説明申し
上げましたように、売買契約はまだ締
結いたしておらないわけでありまし
たら、契約の保証金といつたような意味
は持つていないわけでありまして、
○井上委員 これは立入り保証金とわ
れわれは了解をいたしました。そうし
ますと、その前にちよつと伺つておき
たいのは、私どもに資料として出され
ておる近畿財務局からの国有財産立入
り作業許可について、それから旧大阪
陸軍造兵廠校方製造所について、これ
はいずれもここに記載してある内容に
ついては、政府として責任の持つて
いるものであります。これをまずつきり
確かめておかねばならぬのであり
ます。

○吉橋説明員 大蔵委員の方々が御調
査にいらつしやるということ、急遽
必要と思はれる参考資料をとりま
たのであります。急いで作業はやつた
と思ひますが、これは正しい資料だ
と考へます。

○井上委員 ただいまの立入り保証金
は、小松が作業計画に基いて作業を
実施するにあつて、工場の整備その他
に必要があつて緊急に立入りをせな
ければならぬ、立ち入らせた場合は、
国有財産の損傷、紛失等に重大な支障
があつてはならぬということからこの
保証金が出されておる、こういうこと
でございます。ところが小松製作所が本
年の二月の株主総会において提出し
ておりますこの会社の事業計画並び
に報告書によりますならば、枚方地区
の払下げを約九億円と概算し、十年年

賦の第一回即納金一億八千万円のう
ち、八千万円を第一回分として内払い
をする、この内払いをするということ
で承認を株主総会において得ておるの
です。そうして同時に、それらの物件
は抵当権が設定されておるのですが、
抵当権は設定をした覚えはありません
か。そうしてその株主総会において報
告をし、承認を求めました一億八千万
円のうち、八千万円を内払いとする
という株主総会での決議は、あなたの方
には何ら報告はございませんか。

○吉橋説明員 ただいま、小松製作所
の本年二月の決算報告書に、一億八千
万円の金額が掲げられて、そのうち八千
万円を売却代金の内払いとするのだ
というように書いてある、また
売却の予定物件に対して担保権が設定
してある、こういうことがあるのだが
知つておるか、こういう御質問でござ
いますか、全然存じておりません。

○井上委員 それではもう少し伺いま
すが、その抵当権設定の問題は、株主
総会では問題になつておりません。後
ほどの火災保険その他のときに問題に
なつて来ますから、そのときに申し上
げることにして、問題は株主総会に、
枚方のものはすでに買うことにきまつ
た、そして十箇年賦の払込金の一時
金として八千万円払なければなら
ぬ、こういうことの承認を求めて来て
おる。これは各株主に送つて来ており
ます報告書において明確であります。
これはひとつお調べを願ひたい。そう
しないと、小松がうそを言つたこと
になりますから、これは商法違反が起つ
て参ります。それはあなたは知らぬと
いうことですか、これは売却の保

証金でないということが明確になつて
来ました。
その次に確かめておきたいのは、
この中宮地区に対する一億二千万円
の担保をとつて小松に立入りを許し
て、売買契約成立までに、仕事は急ぐ
というので作業開始を許した。作業を
許すことによつて当然土地、建物、機
械、工作物等が小松に貸されたこと
になつており、そしてその賃借料をと
つておる。この場合の賃借料は結ん
でおりますか。それを伺ひたい。

○吉橋説明員 これは立入り許可の法
律上の性質をどう解釈するかというこ
とになるわけですが、民法上
のいわゆる賃貸借契約は結んでおりま
せん。国有財産法の第二十六条でござ
います。国有財産法におけるいわ
ゆる貸付と、その貸付以外の方法によ
つて使用または収益をさせる場合に
は、前何条の貸付の規定を準用する、
この規定に基きまして貸付料——われ
われは弁償金という名前を使つており
ますけれども、実質上は貸付料と同じ
ものをとつておるわけでありまして、
○井上委員 立入りを許すという問題
と、それから実質機械を使つたら、そ
れだけ国有財産は消耗するわけであり
ます。しかも売買契約が成立すればい
いけれども、値段の問題だから、成立
をするとは断定できません。現実には
機械を使わさずとする場合は、当然
成規の手続がいりますならば、売買契
約が成立するまでの暫定期間にいたし
まして、国有財産を預かる責任者と
しては、賃貸契約を結ぶのが正式な行
き方ではないかと私は考へます。これ
は解釈の相違で、またこの立入り契約
といひますか、そういうものと性質が

多少異なると私は理解しておるわけ
であります。これも、第一賃貸契約が
できていないのに機械を使つておる
というところは、国有財産を預かる者
としては行き過ぎの行き方でないか
と申して、あえて抗議ができません
ないかと私は思ひます。と申します
のは、そういうさんなり方によつて
すべてこれが行われておるからであ
つて、従つてこの賃借料、あなたの方
で言われる弁償金も、これを正當な弁
償金とあなたは考へになつておりま
すか、どうですか。それを伺ひたい。

○吉橋説明員 貸付契約をせずに機械
その他を使用させておるのはいいけ
ないではないかという第一点でござい
ますが、売買契約をできるだけ早く
従つてそれまでの暫定措置として、し
かも工場作業をする上におきまして
は、荒れ果てた工場でございまして
から、機械の調整その他いろいろな
作業もいるわけでありまして、従いま
して、正式な貸付契約をやるほどの長
い期間にわたつて貸付をして売買をし
ないというふうな状態は起きないであ
ろ、かように考へまして、国有財産法
二十六条による立入りの許可という手
続をとつたわけでありまして、それか
らそれによつて生ずる損害につきま
しては、立入り許可の条件として、お
そらくごらんになつたことだと思ひ
ますが、ぜひよくごらんください。そ
うしていろいろな場合でも国に損害
の起らないような条件を付したつもり
でございます。それから使用料、ある
いは弁償金という名前も使つており
ますが、立入り許可中に使用したも
のに対する使用料につきましては、一
応本年の三月

未までの使用料を徴収いたしてあります。これは一定の計算基礎に基きまして、正しい徴収をしたと私は考えております。

○井上委員 この小松に使われております立入り区域内の土地、建物、機械器具、工作物件、こういうものが私どものいただいておられますこの地図のついた資料のすぐ上にございますが、この資料によると四百七十六台となつております。貸付料は機械において三百十四万三千五百六十七円となつております。土地は三万四千九百七十四坪、建物は一万一千坪、これの貸付料が二百四十五万五千三百四十円となつております。ところがこの売払いの予定物件の中宮地区の機械は、九百四十一台となつておられまして、建物は一万二千九百四十九坪、土地は十二万一千四百四十六坪、こうなつておられます。そうすると売渡し予定物件は、中宮地区においての機械類は九百四十一台であつて、実際貸付料をもらつたのは四百七十六台といふが、あとの機械はどうなつたか、あとの土地建物は使つてないのかといふことを伺いたい。

○吉橋説明員 お答え申し上げます。ただいまの御疑問はごもつともだと存じます。第一に土地でございますが、七万何千坪のうち、三万四千坪について使用料を徴収しております。建物におきまして、一万一千坪だけについて、機械器具は千四百台のうち四百七十六台、こういうふうなそれぞれに売払いの数量より、徴収しました数量の方が少なくなつております。これは小松製作所の方の仕事の準備状況の關係で、売払いの予定物件を全部一時に使用を始めたわけではございません。

○吉橋説明員 お答え申し上げます。ただいまの御疑問はごもつともだと存じます。第一に土地でございますが、七万何千坪のうち、三万四千坪について使用料を徴収しております。建物におきまして、一万一千坪だけについて、機械器具は千四百台のうち四百七十六台、こういうふうなそれぞれに売払いの数量より、徴収しました数量の方が少なくなつております。これは小松製作所の方の仕事の準備状況の關係で、売払いの予定物件を全部一時に使用を始めたわけではございません。

ません。整理ができ、仕事を始めるに従つて機械台数をだん／＼にふやして行く。建物においてもさうでございまして、三月以後、四月になつてから使ひ出した建物もございまして。土地につきましては、実際に使つております建物の周辺の道路なんかにつきましても、使用歩合を出して算定をいたしましたのでございまして。こうした点は、現地に出張所がございまして、出張所長が現地において調査して、その報告に基いて使用料を算定した次第であります。

○井上委員 現在小松製作所には千五百名の従業員が入つております。私も現地を見まして、實際機械を使つてゐる以外の作業員といふものはほとんど目につきません。しかも小松に貸し付けました各工場の機械は全部稼働いたしておられます。この現実から考えてみまして、そこに非常に大きな開きがあるように私も考えられます。そしてまた、あなたの方が立入り禁止の對象の物件としてこへ出しておられます。この中にも、中宮地区に工作器具、機械器具千六百台と出ております。千六百台は、小松が立ち入つていらつしてさしつかえないという機械であります。しかも料金をとつたものは四百七十六台。同じあなたの方で出されたものに、こゝろに大きな誤差があります。さらに、さきに申しました小松製作所が二月二十二日の株主総会で報告したところによると、機械器具が八百七十六台、その他機械装置二百十八台、累計して千九百九十四台ということでありまして、これはここに株主総会の切抜きを持つて来ておられますから、いかげんなことを申しておるのではありませ

ん。使用料をとつておる台数を相当内輪に見積つておるといふことは、一つは作業員が千五百人働いておるといふ事実と、あなたの方の立入り作業条件として物件標示をいたしました機械千六百台と、株主総会で報告しておる機械台数の累計から割出して、これが半分にも足らぬといふ台数ではないかと私も思はらんでおります。時間の關係で、あなたの方の貸し付けておるものを一々確實に對照することは困難であります。さればといつて今日ただちに一台々現実に押えてみましても、きよう調査に行けば、職工さえ使わせておかねば、これはまだ国有で、貸してないといふことはすぐ言ひ得られる。といふのは、すでに使わせておる機械の番号は油でもつてほとんどわからぬような實際になつておる。この事實から見て、この貸付台数の現実とはなほだもつてぼかされておるといふことを、私もここに発見せざるを得ないのであります。同時に、あなたはこの貸付代金がきつめて妥當な価格ではじき出されたようなことを申し上げておられます。中宮地区で払下げる価格五億四千九百円と査定しておるが、かりにこれを一箇月に割つてみると四百五十万円でありまして、昨年の十月から今年の三月三十一日までの五箇月間で、これらの物件から政府に納めた金は五百五十九万円でありまして、一箇月百二十二万円見当になる。売渡し代金から連算して月当りの金額を出しますれば、現実に四百五十万円からなるものであります。それを五分の一に當る代金をとつておいて、これが妥當な価格といふのは、どこからさういふことが言えるのですか。売渡し価格

を逆算して月割にしても、五百万円近い金になるのじやないですか。それを現実に百万円余りしかもらつていないのでしよう。この工場が稼働しておる現場をあなたは御存じでありまして、うが、あそこは一日に何の水揚げをしておるのですか。あの工場で一箇月何の利益を上げておるのですか。これもまた小松が株主総会で報告をし、世上伝えられておる注文によつて逆算して来ると、少くとも半期において六千万から七千万の利益を上げる工場といわれておるんですよ。そうしたら月に一千万の利益は上る。一千万の利益を上げる施設を、たつた百万円で貸しておるといふこの事實をあなたは何とお考えになるか。その貸付料がきつめて低額に失するし、貸し付けておる土地、建物、台数といふものが、きつめて不確實な根據に立つておるといふことを私は断定しても決してあやまちではなないと思ふ。私はあらゆる資料を検討して自信を持つて言うておる。これらの点はさらにあなたのお歸りになつて、故方所長との間で十分御検討願いたい。

○吉橋説明員 ただいま使用台数が非常に少く見積つてあるではないか、それが千何台とかいふお話がありました。それはちよつと私記憶がございませぬ。台数は先ほど御説明申し上げました通りでございまして、払下げ総台数千四百台から見ますと少いようござりまするが、これは昨年の九月に立入りを許しましてから、すぐその機械を使い出すわけではございませんで、仕事だん／＼進むに従つて、順次稼働に入つて来ておるわけではございませぬ。それが三十一日までにおいてどうなつておるかといふ台数を計算してお

るわけではございませぬ。また小松製作所が非常に利益を上げておるが、それに對する使用料の五百万円は少いじやないか、かような御質問でござりまするが、小松製作所の利益關係はちよつと私よく記憶しておりませぬ。いづれにいたしましても、ただいま御指摘がありましたので、私歸りましてからさらに出張所長に命じまして、実はもうすでにきよう電話もしましたが、さらに調査しまして、もし御指摘のような点がありましたら、ただちに修正をいたします。

○井上委員 そうすると、あなたの方の資料をもう少し整備する必要があります。あなたは、なるほど仕事を始めたときにはそんなによい機械を使つてないとおつしやる。建物もさう多く使つてないといふことからの立論であると思ふが、この小松製作所が二月に株主総会で報告したものは、十月三十日現在こういう台数をおれの方は動かしておるのじや、動かしていないのじや、さういふことを言うておるのです。すでに小松の方では、たとえば十月三十日現在百四十六台、休止機械は七百三十台、計八百七十六台といふ数が、はつきり株主総会の報告書に出ておるのです。だからすでにこの機械は小松に貸したことになる。でなければ、こんな数字が小松から出て来るはずがない。この数字が、このあなたの方で出してくれたやつも違ふし、この方の数字も全部違ふからおかしいのです。これがちやんと合つておれば、私は何ら疑惑を持つ節はありません。そこは、あなたの方現場におい

るわけではございませぬ。また小松製作所が非常に利益を上げておるが、それに對する使用料の五百万円は少いじやないか、かような御質問でござりまするが、小松製作所の利益關係はちよつと私よく記憶しておりませぬ。いづれにいたしましても、ただいま御指摘がありましたので、私歸りましてからさらに出張所長に命じまして、実はもうすでにきよう電話もしましたが、さらに調査しまして、もし御指摘のような点がありましたら、ただちに修正をいたします。

るわけではございませぬ。また小松製作所が非常に利益を上げておるが、それに對する使用料の五百万円は少いじやないか、かような御質問でござりまするが、小松製作所の利益關係はちよつと私よく記憶しておりませぬ。いづれにいたしましても、ただいま御指摘がありましたので、私歸りましてからさらに出張所長に命じまして、実はもうすでにきよう電話もしましたが、さらに調査しまして、もし御指摘のような点がありましたら、ただちに修正をいたします。

て、この数字がどうなつておるかよく合せてもらいたい。

それからもう一つ、この点に關連して伺いますけれども、この調定が、私のいたした資料によると、土地建物は調定の日が七月一日になつておる。使用期間は御説のように十月一日から三月三十一日となつておる。機械器具は三月三十一日になつておるのに、土地建物だけは七月に調定をしておる。そして代金は機械器具は四月の二十四日に受取りながら、土地建物は七月四日に受取つておる。これはどういふことですか。

それからいま一つは、三月三十一日まで貸しておるものを、一体その後の賃料はどうきめたか。今日までどういふ契約にしておるのですか。

○吉備説明員 土地建物につきましては、七月の一日に調定をして、機械器具については三月三十一日じやないが、こういう御指摘でございますが、この点は、内部の事務手続のことを申しましてたいへん恐縮でございます。けれども、土地建物、機械器具、それぞれ管財部の課が違つておるわけでございます。その課の仕事の進みぐあい、たゞさんの調定をやるのに追われまして、事務の遅れておるところは違つてしまふのであります。それで機械器具は第三課でやつておりますが、これは三月末で調定をやつて金を入れてくれました。土地建物については、遅れまして七月に入つてたいへん恐縮に存じております。それから今後のやつはどうするのだとお話でございますが、売払い契約が締結になるまでのやつは、算定をいたしまして使用料を徴収いたします。

○井上委員 その場合の使用料というのは、一本こういう安い使用料で貸すつもりですか、それとも改訂をするつもりですか。なか／＼この問題はそんなに簡単に売渡しに至るまでは行きません。

○吉備説明員 今後における使用料をどういふふうな額でやるのか、こういう御質問でございますが、これは使用料を算定する倍率が大蔵省の方から示されて参ります。その倍率に変更があれば変更になつて参ります。また使用台数、使用建物が増加すれば多くなつて参ります。二十八年度は倍率が上つたように聞いております。

○井上委員 それに關連しまして、あなたの方のやつておる仕事というものは、この物件をお前に貸す、お前使用しておれ、そのうちに適当な代金をおれの方ではじき出してきめるわ、そういうことでございませうか。物を貸す場合は、これ一箇月なんぼで貸す、あるいは何箇月でなんぼ金を納めるのだ、こういうことは、貸す前に実はきめらるべきものじやないかと思ふのです。あなたがあなたのお役所の方は、そんなことはめんどくさくてやらぬのですか、どうなんですか、そこは……。

○吉備説明員 貸付料をとるだけでなく、私の局でやつておるのは、月に徴収するものが五万五千円ございます。これを一々計算しまして、そのうちの相当部分、半分以上は滞納になつておると思ひます。督促状を一回書かせるだけでも悲鳴をあげておる、その中でこの仕事をやつて行くのであります。理想から言ふならば、今井上委員のおつしやる通りに、初めにちゃんときめて、そしてきちつと先にとつていければ

いいんじゃないか、それが一番安全でございませうけれども、仕事の關係で、あとになつたり遅れたりしておるのは遺憾に思つております。

○千葉委員 井上君、大分同種の質問があるのですが、なるべく縮めていただきたいと思つております。

○井上委員 委員長に申し上げますが、これは国有財産の私下げに關する疑惑を解いておるのですから、私得心をしない限りは一応……もうあと少しです。それから、できるだけ必要な言葉を避けまして、要点だけを質疑をして、能率的にやつて行きますから、御了承をお願いしたいと思います。

次に何つておきたいのは、現実にこの小松の株主總會において、累計して千九百四十台という機械及び機械装置はつきり小松の、借り受けたといひます。予定物件といひますか、そういうことの数が出ておりますか、以上は、どうこの問題を処理するか、これも一応よくお考えを願つて対策を講じられまうとともに、中宮地区内の売渡し予定物件の中に、土地四万三千六百二十坪、建坪五千九百二十坪、これらのものを売る予定になり、現在實際使つていない機械といふものが、どうしてもここにありますから、この問題を一体どう処理するかというところが一つ、それからこの土地の方を売ることについても、この土地の上に国有財産がそのまゝ建つておる、その国有財産の中に機械がそのまま置いてある。工具が乱雑に放置してある、こういうことになつて来ると、わしのものや、お前のものやといふことの区別がはつきりしなくなつて来ます。だから残存の土地、建物及び、機械もすみやかに小松に買取

をしてもらふか、それともいらぬといふものならば機械、器具はただちに他の場所に移転をする。そして千五百人のところへたつた四人や五人で朝晩でおつたのでは一体どんなことができますか、そういう事実から考へて、すみやかにこの国有財産の管理という問題を、もつと徹底する必要があると思ふ。そういうことについて一体どう考へておられますか、それについて具体的に聞きますが、残存建物及び機械等について、小松はもういらぬといふのか、買うといふのか。十年もの年賦でやるのか、あと少々ぐらゐのものがあつても、買うともうだけの政治力を發揮してやつたらいいものを、こゝとさら残してもう一つ、そうして向うさんの御都合のいいことばかりをはかつておる形勢がないとは言へません。それからそういう点について、もつとわれ／＼あなたの方の財産ですか、自分の財産のもつても処理をせぬとえらいことになつてしまひます。この点どうですか。

○吉備説明員 ただいまの、国有の建物が売払いを予定しておる土地の上にあつて、非常に区分が不明瞭である。この点御指摘の通りでありまして、売払い予定区域の中に使用を許しておるのと、国の機械その他がまだ入つておる建物と混在しておる点は、好ましい状態ではないと思ひます。當時の機械がまだたくさんございまして、その入れる場所がほかにもございませなかつたために、やむを得ずとりました処置でございます。これはできるだけ早くこれをあげまして、あげたところは、小松製作所の方でも買受けの希望を持っております。早くその区

分をはつきりするようになつたといふ思つております。それからその他の物件で、たとえば機械の標示の不明瞭なもの、あるいはスクラップの切れ端みたいなもので、国有のものとか小松のものとか区分が不明瞭なものがあつて、こういう御指摘が前に現地でありましたのですが、そういうものも、私すでに上京の前にきびしく指令いたしました。財務局の方から人もやつて、出張所の者と一緒になつて整備作業を現在やつております。

○井上委員 次に、土地、建物、機械類等の評価に關する問題でございますが、先ほど福田さんから御質問がございまして、大体福田さんは、この評価についてあまり大きな意見を持たないやうでございまして、私も變に思ひますのは、現実に工場が稼働できるやうになつておる工場の敷地を、周囲の田畑の原野のままの評価と同一にこれを評価するといふ根拠はどこにあるのですか、それを伺ひたい。

○吉備説明員 牧方の土地の評価につきましては、田畑と同じに評価したのではない、理由はどうだといふ御指摘でございますが、双方とも附近の宅地の賃貸等級をとりまして、これに固定資産税なり、富裕税なりの評価基準の倍率をかけ、それをもとにして算定いたしておる。もし田畑の賃貸等級をとりまして、さらに低いものがあつておる。

○井上委員 あなたの方は、それで一応通る答弁だろうといふことでやつておるかしらんが、現実に職工が入れば機械がすぐ動く状態になつておる土地です。田畑から整地をして、すぐ民間の住宅を建てるのと違ふ。あれだけ大

大きな重量工作物を動かさなければならぬ工場にまでつくり上げるための整地費及び施設費というものを考へずに、その付近の民間の住宅を建てて宅地と同じようにあれを見積るといふのは、どういふわけですか。そんなむちやな話があるもんじゃない。あれだけの大きな整地をするのにどれだけの整地費がかかりますか。あそこ全体を貫いてあるあのコンクリートの道は、あれを今日やろうとすれば何ぼの金がかかると思ひますか。そういう点は全然考慮されずに、ただ付近が安いによつてこれになつた、安い方にならう必要はない。相手は値段をつけておりはせぬのだから、こつちの言う通り買つて言うておるのだから、こつちが不当な価格を押しつけたらそれはいけませんけれども、常識のある価格でやればいいのである。それを、公共団体その他に払い下げる場合は、これはまた相手が公共団体ですから、特殊の考慮を必要とする場合があるのです。しかし一民間事業会社、しかも小松製作のやり方というものは、最初はブルドーザーをつくるとか、開発機械をつくるということで運動しようとしたが、一たび許可が出れば、たまの注文を受けて砲弾をつくるおなじやないか。やり方がこういう実にはけしからぬやり方をやつておる。実際のところは、そういうものにならなくひつかつておるわけだ。それだから、そういう点を私どもは見つた場合、しかも現実にはこの工場が相当もつておるといふ事実から考へて、この評価は妥当ならずとわれわれは思つておる。また建物及び機械の評価にいたしましては建築年数は何ぼになつておる。一番遅く建てたのは昭和

二十年に建てておるのですけれども、十八年から二十年の増設中に終戦になつたのですから、ものすごく大きなクレールが施設されておる建物でしよう。クレーンの入る建物と、そこらのビルディングの鉄骨と、鉄骨の意味が違ふ。それをそれらのビルディングの建築のようになつて、ああいう安い評価をやられたら、実際上たつたものじゃない。だからこゝは、あなたの方の算定が非常にあやまつておるとは申しませんが、そういう時代的な感覚をもつと織り込むべきである。今日これだけのものを建てておるとして、時価何ぼで上るものかといふことを、一応建築屋に見積らして見使用年数をはき出して来れば、大体の見当がつくと思ふ。一ぺん使つた古い建物だから、半値に値切つておけばいい、そういう簡単な考え方でやられたらたいへんなことだ。自分の財産です。機械においても、それと同じようなことが言えると思ひます。時間がながいからあまり詳しく触れませんが、機械類については、われ／＼としては疑問の点がたくさんございます。これは一台々々に評価しませんが、十把一からげにこれが高いとか、安いとかいふことは申されません。従つて、この問題は専門家にやらなければほんとうのことは言えないと私は考へております。ただこゝで特に大蔵当局に御考へをともかく十年年賦にしておるといふことは、何としても私も納得できない。相手の小松製作所の作業計画、営業内容といふものを見ました場合、この会社はほとんど他に大きな金融を求めず、まづたつたお互いに内輪同士と

いいますか、――の関係において増資を断行して、資本の利益率は六割以上についておるのです。六割以上に上つておる利益をあげておる会社に十年年賦でやるといふことになつてごらんない。これは私は一昨日も大臣に申し上げたが、この工場が百五十五ミリの追撃砲と百一ミリの追撃砲と八十一ミリのたまをつくることによつて、昭和二十九年の上半年期には、半年間に六千万円から八千万円の利益をあげるというこゝがいわれておるのです。一年に一億円からの利益をあの工場であげるといふことになり。そうすれば、数年を出してあの工場はただになつてしまふ。そういう有利な条件に立つておる会社に対して、十年もの年賦にしてやるといふ理由は何となくあります。これは何となくでももう一ぺん思ひ直してもらわなければなりません。その点を私は特になた方に申し上げておきたい。

最後に、これは大阪の管財部長に伺うのですが、あなたは昨年の八月から九月ごろに、前の管財局長でありました内田さんと、この問題について打合せたことがあります。○阪田政府委員 先ほど国有財産を十箇年賦で売るといふことにつきまして御質問がありました。その点について一応御説明申し上げたいと思ひます。この国有財産を十箇年賦で売るといふことは、実は従前は五年が最高でございました。それが昨年各方面からいろいろ要望もございまして、国有財産特別措置法第十一条第二項の規定によりまして、特別な場合には十年以内の延納ができることに改正いたしました次第であります。それで

こういうふうに改めました趣旨は、この法律の第一条にもありますように、旧軍関係財産等の国有財産の処分、これを促進して行くといふことが一つ、それによりまして公共の利益、民生の安定、あるいは産業の振興に有効適切に寄与して行く、こういうことが理由になつておるわけであり。それで十箇年賦に延納を認められる種目がいろいろありますが、十一條の一項の一号に「重要産業に属する事業を営む者に譲渡するとき」この場合には十箇年賦でやられることになつておるわけであり。そのような規定を適用して延納を認めておるわけであり。なおただいま会社の利益をいろいろあげてお尋ねがあつたわけであり。これは、私どももまた詳細なことは存じないわけであり。大体国有財産の評価、ことに今回の払い下げの評価をいたします場合におきましては、御存じのように個々の財産につきまして詳細な評価をいたして行く、それを積み上げて総体の評価を出す、これがやり方でございます。それでただいまおつしやいましたような利益が幾らあるはずだ、だからそれから還元して行けば財産価値が出るはずだ、こういう考え方も確かにあるわけであり。それは、これはこの国有財産を売つ場合のよう、完全な事業体を一括して譲渡するといふ場合は、ございませぬので、国から譲渡を受けましたもの以外に、自分でいろいろと相当巨額の金を投じて附加設備をしなればならぬ。さらに運転資金も必要である。あるいはこういうものを動かして行くといふことになると、技術とか

トも全部中に入れて評価しておりますから、御承知置きを願います。

○井上委員 これは政務次官に聞けばわかると思いますが、前の管財局長の内田常雄さんという人は、いつまで管財局長をしておりましたか。

○愛知府委員 前管財局長内田常雄君が退任いたしましたのは、昨年一月中でございます。

○井上委員 もう一つ伺いますが、前の四国財務局長の水橋とかいう方がおつたはずですが、その人は現在どこにおいでになつておるか御存じありませんか。

○愛知府委員 昨年の暮れに退任いたしましたので、現在小松製作所の嘱託になつておるようであります。

○井上委員 これから先私が聞こうとする問題は、事個人の問題になつて参りますので、本委員会においてこれらの問題を究明するにあたりましては、相当証言等を必要とすることになつて参りますので、私としては、いづれこれは行政監察委員会の議題として取上げられることになつておるようでありますから、そちらの方で適当に証人喚問をされることと存じますが、私の方に来ておりますいろいろな情報や資料によりまして、この前の管財局長が、山梨県から衆議院議員候補者として立候補するにあつた、この小松製作所の松下が非常に大きな役割を演じておるといふはつきりした投書が来ております。これがまたいいかげんな名前ならいいですけれども、具体的に名前をあげてはなはだ失礼かとも存じます。この内田氏が立候補するにあつた、大蔵省管財局総務課長小林さんという人と、それから今御答弁を願います。

した島村さんと、それから牧野大蔵省管財局国有財産第二課長、こういう人

がお集まりになつて、いろいろ御相談をなされて条件を出されたという、条件の内容も全部私の方でわかつております。しかしそれは事個人の問題に關連をして来ますから、内容にわたりますて、架空的な、仮設的な論議に立つて論議をするという事は、はなはだその真意を失いますから、いづれこれらの方々は行政監察委員会に出ていただきますので、そちらの方で事態の内容を明確にするようにいたしてもらわなければならぬと思ひます。なおこれは先般春日君からのお話もございまして、大蔵省に長いことおりました人が、またその直接利害關係を持つております局課長が、当該の利害關係のあるものに転職、就職するという事は、非常な弊害があるという事で、先般横濱における相互銀行等の事件をあげて御答弁をいただいたおつたさうですが、この四国財務局長をやつておりました水橋さんが一月にやめられて、小松の重役候補として入られたという事は、もつぱらこのうわさでありまして、こういうことは、この松下に非常には大きな効果的条件を与えておるではないかという疑いを持たれるのであります。こういうことは、はなはだどうもわれわれは残念でなりません。先般春日君に対する答弁において、そういうことはできるだけせぬ方がいい、またしない方針であるという御答弁があつた後に、再びこんなことを私申し上げることははなはだ残念であります。といふのは、この事件が昨年の十二月に省議にかけられております。省議にかけたらすぐその次には決

済と行くものが、爾来半年間ここに昼寝をしておつたというのはいささかおか。お役所の仕事というものは、ずいぶんおんきなものと一方では思われるし、一方では、何かそこにそうせにやならぬ特別な理由があれば別だけれども、そうでないならば、早く許可するものはしたらいじやないか。先般私が管財局長に質問をいたしましたときに、甲斐田地区は十二月、中宮地区は一月に売却を決定したという仮説的な答弁をされましたが、あれが本筋ではなかつたかと思つたが、よく調べてみると、まだ書類は手元にあつたというわけで、省議にかけて済んだものをいつまでも抱いておるというやうなことが、いろいろうわさを生み、疑惑を生んで行くのであります。これらのことについて、政務次官は大臣の代理としてどうお考になるか。もう少し筋道を明らかにする必要があるのではないかです。さうして、これらのことにこの松下は何ら關係がないとはつきり断言できるやいなや。これは後ほど行政監察委員会で証言を求めることになりましようが、ぜひその点は明確にしていただきたい。

○愛知府委員 まず、昨年の夏ごろから大体きまつておつたらしいのに、今まではうりつばなだつたではないかという点からお答えいたしますが、本件につきましても、昨年の夏、關係各省その他とも打合せの上で、当時省議においても議題になつたのでございまして、その当時大蔵省としての根本的な方針はきめまして、爾後事務当局において評価等の具体的な手続を進めて来たものでございまして、すなわちこの困難な売払い物件の評価につきましても、国

有財産松下に關する詳細な評価基準もございまして、それに基づいて具体的にやつて参るのでございます。また現地の財務局で評価をいたしましたものを、さらに本省に稟議がありましたもので、また本省の手において全部初めから一応別個のやり直しをやつてみて、そして慎重に打合せをしておりまして、非常に時間がかつたのであつて、この点については慎重過ぎたと言へるかもしれないと思つたのでござい

それから先はどう／＼具体的な人の名前をおあげになりまして、お話がございましたが、こゝろ委員会の席上で、特に具体的の名前をお出しになつたという事になりますとわれ／＼としてもこれははつきりいたさなければならぬと思つたのであります。私といひましたし、絶対にさうな疑いはないと信じております。

なお先般の横濱の相互銀行に対する人の問題と、たゞいま御指摘の水橋君の場合とは多少私には違ふのではないかと思ふのであります。この人は、朝鮮總督出身の人でございまして、長年役人をやつて、引揚げ後大蔵省でお世話をして就職をしておられたわけでありまして、非常に長い役人の御経験でもあり、後進に道を譲るために退職せられたものでございまして、また水橋君が最後に在職いたしました所も四国でございまして、そういう点からして、私は本件とこれを結びつけて考へてはいたしたくないと思つたのでござい

○井上委員 いさ／＼わかりました。そこで最後に伺いますが、これは一つ

の仮定でございませうけれども、仮定に答へられぬと言へば別ですが、あなたのおいせんからの答弁を聞いてゐると、いろいろ再検討した結果、再確認することになりはせぬかというやうな一つの予測的な御答弁がござい

た。われ／＼は、これはいろいろの人の意見を聞き、いろいろな方面の調査に基づきまして、現実に時価評価は安いとにらんでおりますが、この甲斐田地区をお示しのように三億九千三百万円で小松に売り渡さうと評価いたしておりますが、もし万一これより高く買取りたいものが現れた場合に、一休政府は売りますか。それともそれは困ると言ひますか。

○愛知府委員 これは井上さんがおつしやいましたように、仮定の問題でございませうから、その場合はどうするかという事を予測的なことを申し上げるのはいかかと思ひますが、私としては主観から申しますれば、これは既定の方針が正しいと私は信じております。

○浅香委員 今井上委員から各種の質問の中の最後に、疑惑を持たれる人物について質問がありましたが、これに關連して、私も二、三質問させていただきます。今度の事件によつて調査団が派遣されるという事に決定いたしました。それについて先だつて、今質問されました井上氏が大阪に行かれて、さうしてそれから新聞には井上氏の談として、真実かどうかかわかりませんが、新聞には、池田元蔵相喚問か、大阪日日には、陰に自由党の大物という見出しがあり、なお産業経済には、ぼくが現地

第一類第六号 大蔵委員会議録第十九号 昭和二十八年七月十日

一五

調査の動議を出し、自由党員の出そろ
う前に電撃的に可決してしまつたの
で、山口喜久一郎氏や河合良成氏が走
りまわつたりしていたから、私は不敏
にしてさういふことを事実知りませ
んが、相当の多くの犠牲が出るであろ
うとわさされてゐる、こゝういつたよ
うな記事が載つていたのであります
が、それにつきまして、さらに、この
問題によつて政界に痛撃を与えるであ
ろう、いずれも相当な見出しでありま
すが、この事実問題につきましては、
まず今日御出席の政務次官なり、ある
いは担当の阪田局長、あるいは本日お
出まし願つたところの近畿財務部長な
り関係者の皆さん方に伺うのでありま
すが、第一番に池田元大蔵大臣が、皆
さん方の方にこの問題について話のあ
つたことがあるか。また人を介してこ
の問題について話があつたかどうかと
いうことについて、最初に伺いたいと
思います。

○愛知政府委員 まず私からお答えい
たしますが、私は日に何べんも池田氏
と会つておりますが、さういふことは
直接聞いたことは絶対にございませ
ん。人を介しても全然ございませ
ん。○阪田政府委員 私も池田前々大蔵大
臣からその問題につきましてお話を承
つたことはございせん。

○吉橋説明員 この問題につきまし
て、いかなる方面から便宜を手え
てくれ、あるいは評価を安くしてくれ
というふうなことの依頼は、受けたこと
は一回もございせん。

○島村説明員 この問題につきまし
て、池田前蔵相その他の方々から、依
頼を受けたことはございせん。

○淺香委員 今池田元大蔵大臣のこの
問題についての話があつたが、人を介
してさういふ話があつたかどうかにつ
いて質問いたしましたところが、今日
御出席願つてゐる関係者の方々は、断
じてさういふことがない、また人を介
してもさういふ話はないと、きつぱ
りお答えになりましたが、さらにここ
に実は山口喜久一郎氏も堂々と写真が
載つてゐるのでありますし、同時にま
たもう一ぺん伺いたいことは、ここに
ごらんを通り私の写真まで出てゐるの
であります。従ひまして、私個人のこと
をここで言うのは非常にどうかと思
うのであります。これにやはり写真
まで載つてゐる問題でありますので、
自分自身のこと、この際何つてお
きたいのであります。同じ写真の載
つておりますところの山口氏、あるい
は不肖淺香がこの問題について、大蔵
省に出向しまして皆さん方に話をし
た、あるいは近畿財務部長等にこゝ
ういふ話があつたかどうかということに
つきまして、もしもの忘れがあつたと
いうことがあつてはいけませんから、
私はさういふことはやつた覚えはあり
ませんが、念のためにこの際はつきり
とお伺ひしておきたいと思つてあり
ますが、それ、御答弁を願いま
す。

○愛知政府委員 私は、ただいまのお
尋ねの淺香さんに、さういふお話を伺
つたことは絶対にございせんことを、
はつきり申し上げます。また山口喜久
一郎氏についても、同断でございま
す。はつきりお答えいたします。

○阪田政府委員 私はこの問題につ
きまして、あるいはその他の問題につ
きまして、山口さんにお目にかかつた
ことはありませぬ。それから淺香さん
には、もちろんこの委員会その他国会
におきましていろいろお目にかかつた
ことはございせんが、この問題につ
いていろいろ陳情を申し上げますが、さ
ういふようなことを受けたことは一度も
ございせん。正確に申し上げますと、
淺香さんに前に一度お目にかかつ
たことがございまして、香里の問題で
地元の方を代表してお話に見えたこと
は記憶いたしておりますが、それ以外
には全然お目にかかつたことも今まで
ございせん。

○吉橋説明員 私も山口さん、あるい
は淺香さんに、この問題について依頼
を受けたことはただ一回もございませ
ん。

○島村説明員 私は、山口さんにお目
にかかつたことはございせん。それ
から淺香さんにこの問題について陳情
を受けたことはございせん。

○井上委員 今淺香さんから、何か私
が大阪に先に歸つて、それでいかにこ
の問題に政界の多くが関係してゐるこ
とを、私が喋つたように言われますこ
とは、はなはだ残念です。私は全然さ
ういふことを申しした覚えはありませ
ん。山口君の問題につきましては、山
口君みずから私に、この問題に關係を
して面会を申し込んで参りまして、そ
こで私としまして山口君に会いました
ところ、山口君が、実はあれを払い下
げることに、有名人々といふ
いろいろ相談をして、話をまとめておると
ころへ小松製作所が来て横取りをした
んだ、こゝういふ話を私にしておつたの
で、そこで私が先般から、他に何か競
願者はなかつたかといふことを聞いて
おるのはそこでありまして、さういふ

わけで、はつきり山口君自身に申し
ておりますから、この点は明確にいた
しておきます。なお池田氏の問題が今
出ましたが、池田氏のこの問題について
は全然、どうしたところかといふこと
は、私内容も知りませんし、そんなこ
とを、知らぬものを私の口から言え
るはずもございせんから、さういふこ
とは全然言つた覚えはありませぬ。な
お淺香さん個人の問題については、全
然私はさういふことを申しした覚えはあ
りませぬ。さういふ誤解のないよう
に、していただきますと、はなはだわれ
われとしては迷惑をいたしますから、
この際釈明をいたしておきます。

○福田(繁)委員 私が発言しようと思
つたことは、もう先ほど済んだわけな
んですが、今井上委員からのお話で、
偶然何か競願があるらしいやうな誤解
を受けるやうな御発言であつたので、
さすれば私の午前中の質問に關連しま
するから、あらためて伺いたいと思
うのであります。全然これは競願者
はなかつた。同時に、ただ小松製作所
がまずもつて申請する前に、口頭で極
東鉄器とかいふのが希望意見表示をさ
された。しかしながら、この極東鉄器と
いふのは、これがもし払下げで得る
ものならば、それから資金工作を
やるといふとか、全然架空な前提の
言葉で払下げの意思表示をした、こ
ういふやうに聞いておつたのですが、そ
の架空の前提に立つ極東鉄器に山口喜
久一郎君がおつたといふやうに私は耳
にしておるのですが、局長はさういふ
ことは御存じございせんか。

○吉橋説明員 これは私が近畿の財務
局長になる前の話でございまして、ま
た聞きの話ですから確かなことは存じ
ませぬ。賠償の指定解除になる前に、
極東鉄器という会社が、山口さんもそ
の設立関係の一人だつたといふやうに
伺つておりますが、それが賠償の指定
解除の申請を出すといふので、もし解
除になつたならば、会社を設立しよ
うといふことで、手続をやり始められ
た。ところがそのまゝになつてしまつ
て、昨年の四月に賠償解除になつて、
小松が申請書を出しました六月の時分
には全然何もなかつた。しかもこれは
売払い申請でなしに、一時使用の申請
をしよといふことだつたやうに記憶
いたします。

○福田(繁)委員 もう一問伺つておき
たいのであります。この枚方の工場
は、今日の段階と違つて、昨年の五、六
月には、――私は同業関係の一人とし
て何うのでありますが、むしろあなた
の財務局では持ちあぐんでおつたんで
しよう。私はさういふやうに聞いてお
る。あれだけの大きなまとまつたもの
に對して、払下げをだれかが申請して
くれないかしら、だれかがとつてくれ
ないかしら、建物はどん／＼いたんで
来る、機械は赤さびになつて来る、ス
トラップにしなければならぬ、だれか
が一まとめにこれをとつてくれぬかし
らといふことを、あなたの方が非常に
希望して、持ちあぐんでおつたとい
うことを聞いておる。これは私議員とし
てでなくて、工場経営者として、同業
者として質問するのですが、さうい
うことは事実ございせんか。

○吉橋説明員 ただいま福田さんから
お話のありましたやうに、枚方の工場
だけでなしに、香里なども同様なので
ございまして、午前中にも御説明申し
上げましたやうに、当時五百人もおつ

た。賠償の指定解除になる前に、
極東鉄器という会社が、山口さんもそ
の設立関係の一人だつたといふやうに
伺つておりますが、それが賠償の指定
解除の申請を出すといふので、もし解
除になつたならば、会社を設立しよ
うといふことで、手続をやり始められ
た。ところがそのまゝになつてしまつ
て、昨年の四月に賠償解除になつて、
小松が申請書を出しました六月の時分
には全然何もなかつた。しかもこれは
売払い申請でなしに、一時使用の申請
をしよといふことだつたやうに記憶
いたします。

たのが、十何人であれだけの管理をして行かなくちやならぬ、しかも一べん颱風が参りますと、屋根はふつ飛んでしまふ、木造建物は倒れてしまふ、窓ガラスは割れてしまふ、ところがそれを修復する経費も、もう処分するからというのでないわけでありませう。少い人間で、しかも少ない少いの度を越したくらい少い人間で、あれだけのものを維持保全して、しかも修理経費はない、こういう状態でございませうから、日が経てば経つほど財産はどん／＼価値が下つて参ります。それを早く処分するのが国として利益だ、かように考へまするが、なか／＼あれだけのものを一括して買ひ受けるという人は、そうたぐさんあるわけではございませぬ。特に枚方の工廠が砲弾のようなものをつくるところでございしたために、機械その他が一般向きのいたしません。従つてなか／＼買手がつかないわけではございませぬ。ただいま福田先生からのお話のあつた通りの事情で、もてあましておつたような状態でございませぬ。

○千葉委員 苫米地英俊君。

○苫米地委員 私質問しようと思つていろ／＼書いて参りましたが、前の福田委員、井上委員の質問で大部分分してしまひましたので、こまかい点について少しくお伺ひしたいと思ひます。

先ほど問題になつておりました電話のケーブルを売り払つた、しかもその貨渡し条件の中には、それが禁止されてある。イロハの二という項目に、禁止した条項が出ておりました、事前に許可を得なければならぬということになつておりますが、事前に許可を得なかつたということは、せんだつて

調査の場合に知りました。そのために始末書をとつたということも聞いております。しかし事後にとつた許可と実際に出した数量とが合わないというところが問題になつたのであります。先ほどの御説明にもそのことがなかつたのであります、数量は確かに合つておつたのでありませうか、合わないかつたのでありませうか。

○吉橋説明員 電話のケーブル線持出しの御質問でございませうが、業者の方からは八メートル何がしの持出しをした、こういう届が参りました。財務局の方の台帳にはメートルで出ておる、何インチのものがメートルと出ておる、従つてびたつとそれで合つておるが、八トンが何メートルかはわかりません。今調査をいたしております。

が、おそろく八トンよりはもう少し多いのじやないかと思つております。従いまして、これの補償請求をいたしますにつきましては、われ／＼の方の台帳に基いて、あるべきところないものは全部補償請求をすることにして、目下手続を進めております。

○苫米地委員 その点はわかりましたが、払下げについては、本省の方に協議をして、許可をすることになつておりますが、立入り禁止についても同様でございませうか。

○吉橋説明員 売払いについては、本省の許可が有ると思ひます。正式な貸付契約をやりまして、相当な期間貸付をやりませう場合には、一定限度以上というので、承認があることになつております。しかし立入りの許可は、ほんとうの短期間ということと予想しておりますので、正式な承認を受けようという訓令は受けておりません。しかし事

異例に属する大きな問題でございませうので、事前に本省の方の了解を得て、立入りを許したわけではございませぬ。

○苫米地委員 先日、井上委員から大臣に対して、一切を白紙に返してやり

もどしたかどうかという御質問がありましたが、これに対して大臣は明確な答弁は与えておられなかつたのであります。そこで私の知りたのは、これは今後白紙に返して、評価をやり直して契約を結んだ方が、国家のために利益であるか、もしくは現在計画されてある価格で売り渡した方が、国家のために利益であるか、どちらの方が利益であるかということを知りたいのであります。

○愛知政府委員 この点は、本日午前中の委員会において、福田さんのお尋ねに対してお答えいたしました点と関連をいたすわけでございませうが、大蔵省としては、大蔵大臣が過日申し上げました通り、自分としては決裁を具體的にしていなかつたということを前提にして、慎重にもう一度省議において検討をしてみ、こういう態度でございませぬ。これに何らかのわりはございませぬ。しかしながら、先ほど申し上げたのであります、予測的なことはばかり申し上げるのもいかにと思ひますが、私の意見といたしましては、ただいま苫米地先生からお尋ねの通り、現在において、やはり小松製作所に払下げをしてしかるべきものであつて、そうすることが、大局的に見て国家のためになるものである、かように私は信じております。

○苫米地委員 それはよくわかつておりますが、評価をやりかへることが国家のためであるか、過去にすでにきまつておるもので払下げをする方が国家のために利益か、どちらが有利かということをお尋ねしておるわけでありませぬ。

○吉橋説明員 ただいまの点について、技術的な面だけについて、ちよつと説明申し上げたいと思ひます。この評価をやるにつきては、大体一つの課で八名、ます二十名ぐらいの人間が二箇月半みづちりかかるわけではございませぬ。そうしてよりやう案ができるわけではございませぬ。従いまして、その間にはいろ／＼な変動があるわけで、これをもう一べんずつと評価をやり直すということは、相当技術的にいつても困難だといふ点だけを申し上げます。

○苫米地委員 そこで問題はこまかくなつて来ますけれども、あるものは評価をし直せば高くなるだらうし、あるものは評価をし直せば安くなるだらう、その総計においてどつちの方の可能性が多いか、こういうことを伺つておるわけでありませぬ。

○吉橋説明員 計算してみないとわかりません。計算してみないとわかりません。機械その他の償却の部面を見ますと、たとえば土地の値上りと、償却期間が経過しますと、その償却をよけいすることになります、それと比較しますと、どちらが高くなるのか、安くなるのか、それは償却の方が多くなるのじやないかというやうな気がいたします。現実には當つてみないと、はつきりしたことはわかりませぬけれども……。

つておるもので払下げをする方が国家のために利益か、どちらが有利かということをお尋ねしておるわけでありませぬ。

○吉橋説明員 ただいまの点について、技術的な面だけについて、ちよつと説明申し上げたいと思ひます。この評価をやるにつきては、大体一つの課で八名、ます二十名ぐらいの人間が二箇月半みづちりかかるわけではございませぬ。そうしてよりやう案ができるわけではございませぬ。従いまして、その間にはいろ／＼な変動があるわけで、これをもう一べんずつと評価をやり直すということは、相当技術的にいつても困難だといふ点だけを申し上げます。

○苫米地委員 そこで問題はこまかくなつて来ますけれども、あるものは評価をし直せば高くなるだらうし、あるものは評価をし直せば安くなるだらう、その総計においてどつちの方の可能性が多いか、こういうことを伺つておるわけでありませぬ。

○吉橋説明員 計算してみないとわかりません。計算してみないとわかりません。機械その他の償却の部面を見ますと、たとえば土地の値上りと、償却期間が経過しますと、その償却をよけいすることになります、それと比較しますと、どちらが高くなるのか、安くなるのか、それは償却の方が多くなるのじやないかというやうな気がいたします。現実には當つてみないと、はつきりしたことはわかりませぬけれども……。

○苫米地委員 この問題の現地調査に出かけたり、今非常に紛糾しておるの、これは払下げにからんで、政治的にいろ／＼のスクランダルがあつたのじやないかという疑惑を持たれておる

ような印象を受けておるのであります。先ほど井上委員は、非常に迷惑だとおつしやつたので、そうではないだらうかと思ひますが、新聞には確實に、つばめで一足先に下阪して、駅長室でこういうふうな語つたと、二、三の新聞に書いてあるのです。その中に、池田元蔵相も喚問されるだらうというやうなことも一号活字で書いてある。そこで私は委員長にお伺ひしたいのですが、こも喚問をするという申請が委員長にあつたかどうか、もしくは理事會できめたかどうか、これを聞きたいのです。

○千葉委員 長 お答へします。いまだ

そういうやうな御相談を受けたことはございませぬ。なおこの際、委員長から御了解を願いたいことがございませぬ。先ほど井上委員の発言中にもございしたように、午前中同君から要求された、本委員会において決議いたしました大阪陸軍造兵廠造所製造所払下げに関する決議書類の提出要求に關しましては、その後大蔵當局から同書類を提出いたしました、委員各位に回覧いたしました、その目的は達せられたと思ひますので、あらためて委員会の決議に基く同書類の提出要求はいたしませんから、この点御了承を願ひたいと存じます。

○佐藤(鶴)委員 いろ／＼御質問もあ

りましたので、私も調査委員の一人として参りましたので、できるだけ簡単な質問をいたします。これはひとり枚方のみの問題でなく、日本全体の財務局の問題でありますので、そういう具体的な問題が出ましたから、質問いたしますが、管財局長は就任以来、地方の

こういうやうな国有財産を見学された

ことがあるかどうかということをお伺いします。

○阪田政府委員 これは全部見ることはちよつと困難であります。枚方程度の重要な施設は一応見て参つております。

○佐藤(觀)委員 見て来られただけでは責任がとれないので、われ／＼も一日見ましたが、あの枚方の造兵廠におけるところの姿は、まことに悲惨なものでございまして、われ／＼もかつて主計をやつておつたので知つておりますが、わずかに十三人であつたものを、わす／＼と井上委員が言われましたように、何百人の職工が入つておる同じところで、平氣でございことが行われたというところに、この疑惑が出て来ると思つております。こういう点について、ただ視察に行つたという点でなくして、あれでいいと思われかどうかということも管財局長にお伺いしたい。

○阪田政府委員 この軍用財産の管理につきましましては、御承知のように、枚方その他非常に広大な地域であつて、かなり荒廢しておるという状況のところが大部分でありまして、その管理には非常に努力を要するという状態でございます。私昨年八月に管財局長になりまして、それ以来このよう重要な施設を見て参りましたのです。が、大体におきまして、いずれのころもお話のような非常な手不足をかこつておるというふうなわけで、その話には十分に聞いて参りました。それで私は経費の点、これはできるだけ確保をいたしたい、それから全体としての人員の配置、これは広大なところであり

まして、管理に楽なところ、むずかしいところ、事故の多いところ、いろいろございまして、それから経費につきましても、やはりこれは乏しい経費でありまして、払い方などというものはできるだけ節して行くというか、いろいろ使ひ方があると思ひます。その辺のところも十分考慮いたしまして、なお予算人員等につきましても、できるだけのことはいたしたいということ而努力して参つたのであります。何分あつたやうな状況でありまして、努力の至らぬところであらうと思ひますが、その辺につきましましては、非常に遺憾であるというふうなことを考へております。

○佐藤(觀)委員 私たちはさういふやうな考へえならば、あれがらいな莫大な財産でありますので、いく／＼主計局が文句を言ひまして、み／＼／＼／＼の財産を消耗して行く關係上、当然予算を請求してもやはりこれを管理するのが当然だと思つております。特にあそこには働いておる十何人という人は、昼夜交代してやつておられるのでありまして、まことに気の毒な面もありまして、しかも今評價されると、二十億とか、あるいは三十億とかいわれておりますが、そのよう重要な国有財産を持つておるので、打捨てるのはあまりに痛ましいという感じがしたのであります。そういう点で、われ／＼機械のことはわかりませんが、土地の評価につきましても、いろいろ意見があります。値段が安過ぎはしないか。少くとも枚方の市役所のような公共団体に払い下げられるならば、自分の会社だ片方は軍需工業なので、自分の会社だけでもうけようとするところの個人会社であるということにわれ／＼は重点を

置くのであります。しかも河合良成という人がどういふ人であるか、小松製作所は一体どういふ会社であるかといふことを考へるならば、いろいろな疑惑が起るのには当然であります。こういうような場合において管財局長は、そういうことを社会的な通念として考へて行かれたかどうか、この点についてのお考へを承ります。

○阪田政府委員 ただいま土地の評価等についてお話がございましたが、これは先ほど来近畿財務局長等からいろいろ御説明申し上げましたように、私どももいたしましては、十分慎重にいろいろな資料を総合して適切にいたしたつもりであります。払下げを受ける相手方の会社についていろいろお話がございましたが、このいきさつは、先ほどちよつと申し上げましたが、重要産業に供するものというやうな考へ方で、私どもはこの処理をいたしておるわけでありまして、そういうことにつきましましては、私も自分で検討するばかりではなく、關係のある通産省等の意見も徴しまして、この施設、用途、条件等から見まして、この際小松製作所に払い下げることが一番施設を活用することにもなるであらうという意見も、通産省の方から承つておる次第であります。

○佐藤(觀)委員 先日ちよつと伺いましたが、同じ枚方市の旧香里火藥廠などでありまして、そういう面も、地元の公共団体から非常に払下げを願ひたいというやうな話もございました。そういう点について、私は直接の關係はございせんが、土地の發展上こういうものを公共団体に払い下げる意思が

あるかどうかということが、第一点の質問であります。

さらにたま／＼われ／＼が枚方の問題が出て調査したら、こういう結果が出たわけでありまして、そのほかに、こういうやうな同じやうな運命にあるところ／＼な国有財産があることを心配するのであります。そういう点について管財局長はどういふお考へを持つておられますか。この二点を伺いた

○阪田政府委員 これは私どもの關係の施設、その条件、現状等からいつていろいろ／＼なものがあつますが、やはりその現状に即して、これに対する需要の程度もいろいろ考へまして、一番適切なこれを活用して行く、広い国家的な見地から考へて行くことがその基本であらうと思ひ考へております。それで、ただいまお尋ねのやうな、土地を軍需会社に売るのだということではありませんで、その採算の状態、あるいはこれを利用しようとする公共団体の計画その他いろいろ勘案いたしまして、それが適當である、國のために一番よいということであれば、当然そういうやうなことも考慮されるのであります。實際問題といたしまして、その關係の土地を公共団体のいろいろな施設に使うということ、払下げ、あるいは譲与するといふ事例はあるわけでありまして。

○佐藤(觀)委員 最後に愛知政務次官にお尋ねしたいのです。先ほど井上委員から、水橋財務局長の話がありましたが、役所におられる人が民間会社に行かれる場合に、ややもすると、自分の地位を利用して払下げをやつたり、あるいは検査をやるやうな場合が

とき／＼見受けられます。今度の選挙におきまして、官吏の人がそういうこととの疑惑を受けるやうなことがたくさんございまして、特に大蔵省の關係の人は、國の財産などに關係があらうので、そういう点の疑惑が非常に起るわけでありまして。こういうことに関し、大蔵省はさういふやうな人事について、一俸将来どういふお考へを持つておられるのか。大臣の代理として、ひとつ御答弁願ひたいと思ひます。

○愛知政務委員 先般も申しましたやうに、たとえば銀行の権威筋に當つてゐるやうな人が、その検査の対象になつてゐるやうなところに入ることは望ましくないことだと思ひます。この前春日委員から御指摘がございましたやうな点については、今後嚴重にこれはやらないようにいたしたいと思つております。

それから水橋君の場合などは、条件や環境がそれとは違ふと思ひます。今選挙等の關係、その他御指摘になりましたが、これは國家公務員法、あるいはそのほかの法令に準拠して、法律の命するところが十分行えるやうに今後ともやつて行きたいと思つております。

○春日委員 関連して。私はちよつと愛知政務次官にお伺いをしたいのであります。ただいま吉米地さんの御質問、それから福田さんに対する御答弁の中で、これに対して疑惑がない、やがて省議を開くことがあつたとしても、評價に変更はあるまい、大蔵省の既定方針に変更はあるまい、こういう御答弁がなされました。このことは私は非常に重大であらうと思ひます。私は、愛知さんとは政防の立場は異に

しておられるけれども、温厚で誠実な人を得て、いささか満足をしたしておるのではありません。先般いろいろの事象をあげて、そしてこれが国民の疑惑の的になつておるのだから、大臣はこれに對していかにするかという長時間にわたる井上さんの質問が行われました。大臣はこれに對して、いろいろな点ごもつとも思われるので、あらためて省議を開いて委員会の趣旨に沿ひ、なお井上君の希望にも沿うように明確に善処したいという御答弁がなされております。従ひまして、このことは一応白紙の立場においてあらゆる用度から慎重な検討が加えられてゐる、そういう方向に大蔵省の方針は進みつつあるとわれ／＼は期待をいたしております。しかるに女房役であるあなたが、大臣の方針と全然違ふ。今までやつて来たことは一つも間違ひないと言ひ、省議を開かない、あるいは大臣と意見の調整も行わないで、そういう独断的な意見の開陳をされるということは、私は非常に遺憾だと思ひます。あなたが大蔵省を統轄する責任者といつたしまして、部下を信任されることがかくも厚いといふことは、これは私は非常にごりつばなことだと思ひます。しかしながらあなたも人間であり、部下も人間である。あなたのその考え方に反して、もし部下の中からあなたの期待に反した人が出て来たならば、あなたはもとされるか。少くとも井上さんが無理難題を吹きかけておるわけではな、い、それ／＼国民の声を代表して、大蔵省にその責任を明らかにされるように、また疑問の点を明快にされるように質問をしておるのであります。現に大蔵省のある官僚の中には、某前国税庁

長官のごときは、あなたの信任がそんなに厚かつたにもかかわらず、何十万円という金を取賄して、すでに起訴されておるではないか。そういう人たちがあなたの部下の中にはある、あなたはそういうことが表面化するまで御存じなかつたはずなのです。従つて本件をめぐつてどのような間違ひが、人間である限りにおいてあるかないかといふことはわからない。省議を開いて再検討すると大臣が言つておるのに、あなたが、その必要があるかないかは別として、私はそういうことではないと思ひます。既定方針通りでさしつかえないと思ひます。そういう御答弁をされるということは、先般の貴重な井上さんの質問に對しては冒瀆を加へるものだと思ひます。少くとも大臣が数日前に明確にされておることは、やはり白紙にもどつて検討をし、しかも国民の疑惑をあらゆる角度から解くことのために、大蔵省は善処すると言つてゐるのですから、その方針で進まれるのが当然ではありませんか。またそういう過程を踏むことなくして、一方的にあなたがそういう意思の表明をされるというところは、われ／＼委員会といたしまして承服することができません。従ひまして、今苦米地委員並びに福田氏に對する御答弁が、私の誤解であればいけないが、大臣の御答弁とあなたの答弁の間に食い違ひがあらうと考へますから、この点についても一度明確な御答弁を願ひたいと思ひます。

○愛知府委員 今春日さんからの話は、私もつともだと思ひますのでありまして、先ほどから申し上げておりますところが多少足りなかつたり、行き過ぎたりしてゐると思ひますから、この際はつきりさせていたゞきたいと思ひます。第一に、これは先ほど申し上げたつもりでありまして、一昨日の小笠原大蔵大臣から申し上げました通りの方針で私もやつておりました。従つて、省議を開いて、大臣の言葉の表現のごとく、国民各位が納得のできるような結論を出したいと考へておる、そういうことで、そういう限りにおいては、白紙に返つて省議をやり直すといふことではございません。これから説明になりませんが、私は、さつきも前提として率直に申し上げると申したのであります。今お前の個人的意見はどうかと言われたならば、私は、あるいは結論として再確認ということになるかもしれませんといふようなことを言ひました。この点は取消します。

○春日委員 よく了解いたしました。次は、閉鎖機關の財産処分に関係いたしましてお伺いするのであります。満鉄ビルの処分に関する問題であります。この閉鎖機關は、閉鎖機關令によりましてそれ／＼運営されておると思ひます。虎ノ門の時価三十億を越えるところのあの満鉄ビルが、某商社に払下げが行われておることをごぞいしますが、これはいかなる法令に基づいて処分をされたか。それから処分をされた先、処分をされた金額、そういうものの経過並びに、つまつていふ、ひとつ御答弁を願ひたい。

○千葉委員 これは資料要求とは違ひますか。

○春日委員 それでは関連で、また後に御質問いたしますが、しかし簡単にありますから、ひとつ資料の御提出を願ひます。

○大上委員 いろいろと各委員からそれ／＼御質問になり、これに對しての回答で大体了したのですが、まず委員長に二、三お尋ねしたいと思ひます。それは、従来私たちが立法院といひましてかかる問題を扱う場合には――本日の午前の理事会においても内藤委員から、すなわち何か国有財産法の改正とか、その他に資するものがあればよいというお話がありました。これはもつともなことだと思ひます。今日まで本委員会において審議されるということは、何か委員長として新しく立法しなければならぬといふ点があるのかどうか。

それからこの委員会の運営について二、三お伺いしたいのであります。まず第一に、この問題はいろいろな面から見ると、私の個人的考えでは、国会のこの常任委員会としてややふに落ちない点がある。なぜならば、もちろんこの決定についての行政上の処分は現在進行中だし、これについては決算委員会があるのだが、この問題を国税の面において――再三新聞紙上で、いわゆる国税が高くて自殺なんかしておる、ところがそういうことを本委員会に取上げた実例がありません。そこで意図がどこにあるか、委員長からまずお考えを承りたいと思ひます。

○千葉委員 お答えします。実は今日二十一日法案を一読議題に供してあります。従つて十分皆さんで御検討願ひまして、その結論が、委員会として

国有財産に對する現在の制度をかえた方がよろしいという結論になつたときには、あらためて御相談して、そういうふうに進みたいと思ひますが、現在は二十一日法案の一部分を審議しておる最中でありまして。

○大上委員 よくわかりました。もちろん、これは全般的な国有財産の基本線に入つて来ることは十分了解しておりますが、この委員会には、各国会ごとに六十種に余る法案がかかる。もちろんどれ一つとつてみても軽重はないが、相当審議期間がかかつて、しかも国会の議員団を派遣しなければならぬといふところまで慎重審議をする必要があつたかつかつたかといふことを、お尋ねいたします。

○千葉委員 大阪の造兵廠の問題は、すでに問題になつておりますから、ある程度国民の納得の行くまで掘り下げて考へないと、かえつて将来に疑惑を生じてはいけません。そういう意味におきまして、もう少し審議した方がよからうと委員長は考へております。

○大上委員 よくわかりました。次に、政府当局にお尋ねいたします。いろいろなお答えからよくわかるのですが、問題は現在行政処分の進行中なりと私は認めております。これが一番重要な問題だと思ひますが、大蔵大臣がお見えになりまして、この委員会等のいろいろな要求をいれるといひますか、さらに検討するといふことになりまして、これは行政と立法の混同じやないかと私は思ひます。政府当局はどのような解釈をなされますか。

売買契約の締結まで、こんなに長くかかることは予想しておりませんでした。従いまして、こんなになる前に売買契約が締結されると考えておつたわけがあります。それが延び／＼になつて今日に至つておるわけでありまして、仕事の方は準備作業を終つて、それでもまだ売買の話がつきませんので、引続いて注文が来まして、仕事をやつておるわけがあります。その後注文は引続いて来ておるようでございます。

○富原委員 どうも、その辺は私ども

了解はいたしかねるのですが、次の点を一点お伺いして、私の質問を終りたいと存じます。ただいまの売払いの価格が適正であるかどうか、こういう点が了解すれば、この問題は国民もむろん疑惑を解くだろうし、国会の中で行政監察委員会にかけるとかかけないとかいう問題も解消するわけです。この点がなか／＼重大な点であります。いろいろ評価基準について、政務次官を初めとし、政府側の御答弁は一応了承するのですが、その評価の方法については、財務当局だけで評価せられるのは、むろん責任は大蔵省財務局御当局が責任をもつてこまかい点をおやりになると思いますが、参考のために伺いたい。われ／＼が了解しておりますところによれば、他の国有財産の売払いについては、民間の意見を、専門家の意見を相当しんしゃくなさるのが通常のように何つております。たとえこの場合に信託会社、または銀行、勧業銀行とかいうような方面の権威ある評価を参考にせられたか、その参考にせられた評価というものは、結局大蔵省の内部のこまかい規定によつて算出せられました評価との間に、どういう差異がありましたかというような点、それから大阪の財務局で御決定になりました評価額と本省の評価額との間において別な差はなかつたのであるか、こういう点について、ちよつとお伺いしてみたいと思います。

○吉橋説明員 評価について、ほかの権威者の意見を聞いたかという御質問であつたようでございますが、たとえば土地などにつきましては、あるいは市の土木課へ行つて係員を通じて意見を

聞くとか、あるいは勧銀のいろ／＼な

調べる資料にするとか、また物価指数なども参考にいたしまして、大体の評価基準の方は本省の方から示されまうけれども、そのみによつて機械的に評価をするのではありません。その他の資料も全部、でき得る限り参考にし、財政法九条の適正な価格発見に努力したつもりでございます。それから大蔵省の調査した評価と財務局の評価とどうなつておるかというお話でございますが、これは大蔵省の方から承認のあつたものもありますし、まだないものもございます。あつたものについては、契約を進めることをちよつと待て、こつて来ておられますので、決定的なことはまだこゝではわかりません。

○大上委員 最後に委員長にお願いいたします。質問ではございません。本問題は、それ／＼相当長く慎重審議をしておられる、そこでたゞいま福田委員から動議が出るということ、どのような動議が出るか知りませんが、理事会で一応「私理事ではございませうが、非常に興味がある。そこで理事会でひとつ／＼と運営法について意見を聞いてもらいたい、これだけお話ししておきます。

○福田(案)委員 動議を提出いたします。この枚方製作所の問題に対して、近畿財務局の諸君から聞くところによつて大体尽したと思うから、問題は現地の管理が重大問題であるから、近畿財務局から出張した両君を一刻も早く任地に歸らせて、十分監督に留意させ、同時にきよ／＼一日のこの委員会において論議された点を十分検討されて、関連資料を一刻も早く委員長の手元まで

提出される用意をせらうというこ

とにして、本日は散会されんことをお願いいたします。

○千葉委員 福田君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○千葉委員 御異議ないようでありますから、さう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時五十一分散会

〔参照〕

国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律の一部を改正する法律案(参議院提出)に関する報告書

地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

本給再保険特別会計法案(内閣提出)に関する報告書

保険業法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

昭和二十八年度における特定道路整備事業特別会計の歳出の財源の特例に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

設備輸出為替損失補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

告書

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

印刷局特別会計法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十八年七月十七日印刷

昭和二十八年七月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局